

障害者就労施設等からの物品等の調達に関する実態調査

結 果 報 告 書

平成 28 年 3 月

総務省群馬行政評価事務所

目 次

第1	調査の目的等	1
第2	調査の結果	2
1	障害者就労施設等からの物品等の調達の推進	2
(1)	地方支分部局等の障害者就労施設等からの物品等の調達の現状	3
(2)	地方支分部局等の障害者就労施設等からの物品等の調達の促進	5
(3)	国等に対する障害者就労施設等の意見等	8
2	地方公共団体の障害者就労施設等からの物品等の調達の現状等	100
(1)	物品等の調達の現状	100
(2)	群馬県内における障害者就労施設等の現況	105
(3)	共同受注窓口の活動状況	107

図表等目次

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

(関係法令等)

表1-① 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）（抜粋）	11
--	----

表1-② 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）（抜粋）	15
---	----

表1-③ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令第一条第二号イからハマまでに規定する厚生労働省令で定める省令（平成25年厚生労働省令第7号）	17
--	----

表1-④ 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定）	18
---	----

表1-⑤ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（抜粋）	24
----------------------------------	----

(各省庁の調達方針)

表1-⑥ 平成27年度における厚生労働省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針	26
---	----

表1-⑦ 総務省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針	31
---------------------------------------	----

表1-⑧ 平成27年度における警察庁の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針	35
---	----

表1-⑨ 平成27年度における法務省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針	40
---	----

表1-⑩ 平成27年度における財務省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針	45
---	----

表1-⑪ 平成27年度における農林水産省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針.....50

表1-⑫ 平成27年度における国土交通省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針.....55

(独立行政法人の調達方針)

表1-⑬ 平成27年度における独立行政法人国立青少年教育振興機構の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針.....60

表1-⑭ 平成27年度における独立行政法人国立高等専門学校機構の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針.....64

表1-⑮ 平成27年度における地域医療機能推進機構の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針.....67

表1-⑯ 平成27年度における独立行政法人水資源機構の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針.....70

(特殊法人の調達方針)

表1-⑰ 平成27年度における日本年金機構の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針.....75

表1-⑱ 平成27年度における株式会社日本政策金融公庫の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針.....80

表1-(1)-① 障害者就労施設等からの物品等調達の実績.....85

表1-(1)-② 3か年度とも調達実績がない理由.....86

表1-(1)-③ 品目別の件数及び金額の実績.....87

表1-(1)-④ 平成25年度行政機関等別調達実績.....88

表1-(1)-⑤ 平成26年度行政機関等別調達実績.....89

表1-(1)-⑥ 平成27年度行政機関等別調達実績.....90

表1-(1)-⑦ 調達方針における調達目標に係る規定①.....91

表1-(1)-⑧ 調達方針における調達目標に係る規定②.....92

表1-(1)-⑨ 調達目標の考え方.....93

表1-(2)-①	調達方針における情報収集に係る規定	94
表1-(2)-②	行政機関等における情報収集の状況	95
表1-(2)-③	情報収集を行っていない理由	96
表1-(2)-④	共同受注窓口の利用状況	97
表1-(2)-⑤	調達実績がない8機関等における3か年度とも見積書を徴取 していない理由	99

2 地方公共団体の障害者就労施設等からの物品等調達の現状

表2-(1)-①	平成27年度群馬県における障害者就労施設等からの物品等 の調達方針	109
表2-(1)-②	地方自治法施行令第167条の2	113
表2-(1)-③	群馬県財務規則（抜粋）	114
表2-(1)-④	群馬県における物品等の調達状況	116
表2-(1)-⑤	平成27年度前橋市障害者就労施設等からの物品等の調達方針	117
表2-(1)-⑥	前橋市契約規則（抜粋）	120
表2-(1)-⑦	前橋市における物品等の調達状況	121
表2-(2)-①	群馬県内における障害者就労施設等数	122
表2-(2)-②	群馬県内における物品等の提供をしている障害者就労施設数	123
表2-(2)-③	群馬県内における障害者数	124
表2-(2)-④	前橋市内における障害者就労施設等数	125
表2-(2)-⑤	前橋市内における物品等の提供をしている障害者就労施設数	126
表2-(2)-⑥	前橋市内における障害者数	127
図2-(3)-①	県共同受注窓口広報用チラシ	128
表2-(3)-②	県共同受注窓口における物品等の受注状況	130
表2-(3)-③	県共同受注窓口における物品等の受注状況（発注者別）	131

第1 調査の目的等

1 目的

障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的として、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）が平成25年4月に施行された。

障害者優先調達推進法は、障害者が自立した生活を送るためには就労によって経済的な基盤を確立することが重要であり、このためには、障害者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが必要であることから、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する措置を講ずることを定めたものである。

具体的には、①国は、障害者就労施設等からの物品等の調達に関する基本方針を策定する、②各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、国の基本方針に即して、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、実績を公表する、③地方公共団体及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、実績を公表するとされている。

一方、国の地方支分部局においては障害者優先調達推進法の趣旨が十分に周知されていない、障害者就労施設等からの物品等の調達に関する情報収集が行われていないなど、障害者優先調達の推進のための取組が十分でないことから当該調達が低調となっている等の状況がみられる。

なお、障害者優先調達推進法は、障害者就労施設等が供給する物品等の購入者等に対し必要な情報の提供を行う体制の在り方等について、施行後3年以内に検討を加え、必要な措置を講ずるとされている。

本調査は、このような状況を踏まえ、障害者就労施設等からの物品等の調達を促進する観点から、国の地方支分部局及び独立行政法人・特殊法人の支所等における調達方針の適用状況、調達の取組等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

前橋市内に所在する国の地方支分部局（7）

(2) 関連調査等対象機関

前橋市内に所在する独立行政法人・特殊法人の支所等（6）、群馬県、前橋市、障害者就労施設等、関係団体 等

3 担当局所

群馬行政評価事務所

4 実施時期

平成27年12月～28年3月

第2 調査の結果

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

調査結果	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的として、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）が平成25年4月に施行された。</p> <p>障害者優先調達推進法第3条では、国及び独立行政法人等は、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たっては、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならないとされている。</p> <p>また、障害者優先調達推進法第5条第1項では、国は障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないとされている。</p> <p>これを受けて、国は、i）国及び独立行政法人等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向、ii）優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項、iii）障害者就労施設等に対する国及び独立行政法人等による物品等の調達に関する情報の提供に関する基本的事項、iv）その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要事項を定めた基本方針を、平成25年4月23日に閣議決定している。</p> <p>その基本方針において、「地方支分部局等において使用される物品等については、地方支分部局等における障害者就労施設等からの調達を促進することにより、当該地方支分部局等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。」とされている。</p> <p>さらに、障害者優先調達推進法第6条第1項では、各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成しなければならないとされている。</p> <p>各省庁及び独立行政法人等が作成した調達方針をみると、調達の目標及び調達の推進に関する事項（i）調達方針の適用範囲、ii）随意契約の活用等、iii）調達の推進体制、iv）地方支分部局等（地方支分部局及び施設等機関）における調達の推進、v）調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法等）について定められている。</p>	<p>表1-① 表1-② 表1-③</p> <p>表1-④</p> <p>表1-⑥～⑱</p>

【調査結果】

今回、調査対象とした国の地方支分部局7行政機関（関東管区警察局群馬県情報通信部（以下「群馬県情報通信部」という。）、群馬行政評価事務所、前橋地方法務局、関東財務局前橋財務事務所（以下「前橋財務事務所」という。）、群馬労働局、関東森林管理局、関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所（以下「利根川ダム統合管理事務所」という。））及び6法人（独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家（以下「赤城青少年交流の家」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構群馬工業高等専門学校（以下「群馬工業高等専門学校」という。）、独立行政法人地域医療機能推進機構群馬中央病院（以下「群馬中央病院」という。）、独立行政法人水資源機構群馬用水管理所（以下「群馬用水管理所」という。）、日本年金機構前橋年金事務所（以下「前橋年金事務所」という。）、株式会社日本政策金融公庫前橋支店（以下「日本公庫前橋支店」という。））について、障害者就労施設等からの物品等の調達実績、障害者就労施設等からの情報収集の状況等を調査した結果は、次のとおりである。

(1) 地方支分部局等における障害者就労施設等からの物品等の調達の現状

ア 障害者就労施設等からの物品等の調達実績

調査対象とした7行政機関及び6法人（以下「13行政機関等」という。）における平成25年度、26年度及び27年度（平成27年11月30日現在まで）の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を調査した結果は、以下のとおり、3か年度とも調達実績のないものが8行政機関等（61.5%）みられた。

- ① 各年度とも調達実績があるもの3行政機関等（群馬労働局、群馬用水管理所及び群馬中央病院（注1））
- ② 2か年度の実績があるもの1行政機関（前橋財務事務所（注2））
- ③ 1か年度のみとなっているもの1法人（赤城青少年交流の家）
- ④ 3か年度とも実績がないもの8行政機関等（群馬県情報通信部、群馬行政評価事務所、前橋地方法務局、関東森林管理局、利根川ダム統合管理事務所、群馬工業高等専門学校、前橋年金事務所及び日本公庫前橋支店）

（注1）群馬中央病院は、平成26年4月1日に独立行政法人に移行しており、独立行政法人移行後の2か年度とも調達実績がある。

（注2）前橋財務事務所は、平成25年度に合同庁舎管理庁として調達した物品が2件（10万2,060円）あるが、組織単独の調達ではないため、これを除いた。

3か年度とも実績がない8行政機関等は、理由について、i) 専門性

表1-(1)-①
表1-(1)-③
～⑥

表1-(1)-②

の高い物品・役務については、対応できる障害者就労施設等がないため、ii) 本局・本部等の一括調達により、必要な物品の大部分が対応可能であり、地方拠点での調達の余地が少ないため、iii) 障害者就労施設等が具体的にどのような物品等を取り扱っているのかが分からないため、iv) 当該行政機関等が調達する物品等で障害者就労施設等が受注可能なものはないと考えていたため等としている。

イ 調達方針における調達目標と調達実績の比較

基本方針において、「調達方針の目標設定に当たっては、物品及び役務の種別ごとに、調達実績額が前年度を上回ることを目標とするなど、障害者就労施設等からの物品等の調達が着実に推進されるよう設定するものとする。」とされている。

13 行政機関等の調達方針における障害者就労施設等からの物品等の調達の目標の記述内容を調査した結果、i) 「物品等（物品・役務）の種別ごとに前年度の実績を上回る」が10行政機関等、ii) 単に「前年度の実績を上回る」が3行政機関等となっている（注1）。

なお、i) 群馬労働局では、局独自の内部数値目標（件数及び金額）を設定している、ii) 前橋年金事務所では、日本年金機構本部が調達担当部署に対し数値目標（件数）を設定しているなどの例がみられた（注2）。

また、群馬中央病院（注3）を除く12行政機関等における平成25年度及び26年度の調達実績が前年度実績（金額）を上回っているかを調査した結果は（注4）、次のとおりである。

- ① 2か年度とも前年度実績を上回っているもの2行政機関等（群馬労働局及び群馬用水管理所）
- ② 25年度のみ前年度実績を上回っているもの1法人（赤城青少年交流の家）
- ③ 26年度のみ前年度実績を上回っているもの1行政機関（前橋財務事務所）
- ④ 2か年度とも前年度実績を上回っていないもの8行政機関等（群馬県情報通信部、群馬行政評価事務所、前橋地方法務局、関東森林管理局、利根川ダム統合管理事務所、群馬工業高等専門学校、前橋年金事務所及び日本公庫前橋支店）。

なお、2か年度とも前年度実績を上回っていない8行政機関等のうち、5行政機関等（群馬行政評価事務所、前橋地方法務局、関東森林管理局、利根川ダム統合管理事務所及び日本公庫前橋支店）については、「調達目標は、省（公庫）全体で達成するものであると捉えている。」としている。

（注1）「種別ごとに前年度の実績を上回る」としている行政機関等は、群馬行政評

表1-(1)-⑦

表1-(1)-⑧

<p>価事務所、前橋地方法務局、前橋財務事務所、群馬労働局、関東森林管理局、利根川ダム統合管理事務所、赤城青少年交流の家、群馬工業高等専門学校、前橋年金事務所及び日本公庫前橋支店、「前年度の実績を上回る」としている行政機関等は、群馬県情報通信部、群馬中央病院（平成 27 年度）及び群馬用水管理所である。</p> <p>（注 2）群馬労働局は、毎年度、品目別の件数及び金額の調達目標を厚生労働省に報告しており、日本年金機構は、下部機関に対し、「前年度において調達実績がない場合は、1 調達を目標」とする旨の文書を発出している。</p> <p>（注 3）群馬中央病院は、平成 26 年 4 月 1 日に独立行政法人化したことから、平成 25 年度は障害者優先調達推進法の適用外であるため除外した。</p> <p>（注 4）今回調査した 12 行政機関等において、i）調達目標が「件数・金額の両方」と考えているのは 4 行政機関等、「件数」と考えているのは 1 法人、「金額」と考えているのは 3 行政機関等、「件数・金額のいずれか」と考えているのは 2 行政機関等、「その他」と考えているのは 2 行政機関等である。</p>	<p>表 1 - (1) - ⑨</p>
<p>(2) 地方支分部局等の障害者就労施設等からの物品等の調達の促進</p> <p>ア 障害者就労施設等からの情報収集</p> <p>各省庁の調達方針では、「地方支分部局等における障害者就労施設等からの調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該地方支分部局等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。」とされている。</p> <p>また、独立行政法人等の調達方針においても地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努めるとされているものもある。</p> <p>今回、13 行政機関等に係る各省庁及び独立行政法人等の調達方針をみると、7 行政機関及び 2 法人（以下「情報収集規定のある行政機関等」という。）において、障害者就労施設等に関する情報収集が規定されている。</p> <p>この情報収集規定のある行政機関等における平成 25 年度、26 年度及び 27 年度（平成 27 年 11 月 30 日現在まで）の障害者就労施設等からの物品等の調達に係る情報収集の状況を調査した結果、次のとおり、3 行政機関等では情報収集を行っていない状況がみられた。</p> <p>① 5 行政機関等（前橋地方法務局、前橋財務事務所、群馬労働局、関東森林管理局、群馬用水管理所）では、厚生労働省のホームページから地域周辺の障害者就労施設等を検索して 3 か年度ともに情報収集をしているほか、1 行政機関（群馬県情報通信部）では平成 26 年度以降の 2 か年度を同様の方法で情報収集している。</p> <p>② 3 行政機関等（群馬行政評価事務所及び利根川ダム統合管理事務所、</p>	<p>表 1 - (2) - ①</p> <p>表 1 - (2) - ②</p>

<p>前橋年金事務所) では、3か年度とも情報収集を行っていない。 情報収集を行っていない3行政機関等は、その理由について、調達可能な物品等はないと考えていたこと等を挙げている。</p>	<p>表1-(2)-③</p>
<p>次に、独立行政法人等の調達方針において、地域における障害者就労施設等に関する情報収集が規定されていない4法人(赤城青少年交流の家、群馬工業高等専門学校、群馬中央病院、日本公庫前橋支店)における平成25年度、26年度及び27年度(平成27年11月30日現在まで)の障害者就労施設等からの物品等の調達に係る情報収集の状況を調査した結果、次のとおり、4法人全てにおいて情報収集を行っている状況がみられた。</p> <p>① 3法人(赤城青少年交流の家、群馬高等専門学校、日本公庫前橋支店)では、厚生労働省のホームページから地域周辺の障害者就労施設等を検索して3か年度ともに情報収集をしている。</p> <p>② 1法人(群馬中央病院)では、独立行政法人化後の平成26年度以降厚生労働省のホームページから地域周辺の障害者就労施設等を検索して情報収集を行っている。</p>	<p>表1-(2)-②</p>
<p>イ 共同受注窓口の利用状況</p> <p>共同受注窓口は、物品等の調達を障害者就労施設等にあっせんし又は国等と障害者就労施設との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う窓口であり、全国団体が運営する窓口のほかに各都道府県にも設置されている。</p> <p>また、共同受注窓口は、基本方針において、「障害者就労施設等の質の向上及び供給の円滑化に資するものであることに鑑み、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの物品等の調達に準じて取り扱うものとする。」とされており、障害者就労施設等の受注機会の増大に役立つと期待できる。</p> <p>群馬県においては、県全体の窓口として、平成26年10月に一般社団法人群馬県社会就労センター協議会が運営する群馬県障害者施設等共同受注窓口(以下、「県共同受注窓口」という。)が開設されている。</p> <p>今回、13行政機関等について、県共同受注窓口の利用状況を調査した結果、13行政機関等の全てが利用していないことが認められた。</p> <p>これら13行政機関等の中には、県共同受注窓口の存在自体を認識していなかったとする行政機関等が8行政機関等あり、基本方針で示されている共同受注窓口の趣旨が十分に周知・浸透していない状況がみられた。</p> <p>なお、利用していない13行政機関等の中には、今後、物品等を障害者</p>	<p>表1-(2)-④</p>

就労施設等から調達する際には、県共同受注窓口を利用していきたいとする意見も聴かれた。

また、調査対象とした障害者就労施設等、県共同受注窓口は、共同受注窓口の活用について、i) 国の出先機関、地方公共団体への調達に係る各都道府県共同受注窓口の活用については、障害者優先調達推進法の周知と合わせて、さらに国から働きかけをしてほしい。例えば、国が作成する各種資料に共同受注窓口の活用の件を掲載するなどすれば、国の機関にももっと活用されると思う、ii) 共同受注窓口へ発注を検討する段階で相談してもらえれば事業者の紹介もしてくれるので、国の機関等をもっと活用してほしい、iii) 地方支分部局等の調達業務に関わる職員が、障害者就労施設等や共同受注窓口で取扱う物品等を承知できる機会（例えば、国の職員向け説明会等）を設けたらどうか等の意見を述べている。

ウ 随意契約における障害者就労施設等からの優先調達

基本方針では、次のとおり、随意契約において障害者就労施設等を優先して契約の相手方とするように努めることが示されている。

- ① 随意契約において、予算決算及び会計令第 99 条の 6 の規定に基づき、2 人以上の者から見積書を徴する場合には、法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している事業主、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している者又は障害者就労施設等を 1 人以上含めて徴するよう努めること
- ② 随意契約において、見積書を徴することを省略する場合には、法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している事業主、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している者又は障害者就労施設等を優先して契約の相手方とするよう努めること

また、各省庁の調達方針においては、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項の中で、「物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令第 99 条第 16 号の 2 を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。」としているほか、独立行政法人等の調達方針においても、会計規程等の該当条項を適用して、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進するとしているなど、物品等の調達に当たっての随意契約の活用が示されている。

(ア) 随意契約の活用

今回、13 行政機関等のうち、平成 25 年度から 27 年度（平成 27 年

表 1 - ⑤

11月30日現在まで)において、障害者就労施設等からの調達実績がある5行政機関等(前橋財務事務所、群馬労働局、赤城青少年交流の家、群馬中央病院、群馬用水管理所)の計56件の契約の形態を調査した結果、全て随意契約で行われていた。

また、当該56件の随意契約の種別をみると、予算決算及び会計令第99条第3号及び第7号等に基づく、いわゆる少額随契が50件(89.3%)であり、同令第99条第16号の2又は同様の会計規程等の該当条項(いわゆる優先調達条項)(注)に基づいて適用した随意契約が6件(10.7%)となっていた。

(注)優先調達条項を適用して契約しているのは、群馬用水管理所であり、これは独立行政法人水資源機構契約事務処理要領第4条第2項6の2に基づくものである。

(イ) 障害者就労施設等からの見積書の徴取

今回、13行政機関等について、平成25年度から27年度(平成27年11月30日現在まで)の間に、物品等の調達で随意契約での調達実績がある行政機関等における障害者就労施設等からの見積書の徴取状況について調査した結果、調達実績のなかった8行政機関等(群馬県情報通信部、群馬行政評価事務所、前橋地方法務局、関東森林管理局、利根川ダム統合管理事務所、群馬工業高等専門学校、前橋年金事務所、日本公庫前橋支店)では、3か年度とも障害者就労施設等からの見積書を徴取していない状況がみられた(注)。

(注)群馬県情報通信部及び日本公庫前橋支店では、平成27年12月以降に物品調達に際し、障害者就労施設等から見積書を徴取している。

上述のとおり、13行政機関等の中には、調達方針に基づき障害者就労施設等からの情報収集を全く行っていない行政機関等、随意契約において、障害者就労施設等から見積書の徴取をしていない行政機関等が散見された。

障害者就労施設等からの物品等の調達を促進するためには、まず、障害者就労施設等における受注機会を増やすことが重要であり、行政機関等は積極的に情報収集を行うことと、物品等の発注契約が生じた場合には、障害者就労施設等への優先調達できる仕組みである随意契約を積極的に活用することが重要であると考えられる。その具体的な方法として、見積書を徴するような随意契約が生じた場合には、障害者就労施設等に声かけするという意味で見積書の徴取を行うことが有益であると考えられる。

(3) 国等に対する障害者就労施設等からの意見等

今回、当事務所が障害者就労施設、共同受注窓口及び地方公共団体(群

表1-⑤

表1-(2)-⑤

馬県及び前橋市) から、国等が進めている障害者就労施設等からの物品等の調達に係る意見等を聴取した結果は、次のとおりである。

① 国の働きかけ、制度作り

- 国や独立行政法人の出先機関からの発注にバラつきがある。現在定期的に発注があるのは、それぞれ1機関しかない。県内には多くの公的機関があるはずであり、国は、発注実績の少ない出先機関に調達実績を増やすように働きかけてもらいたい。
- 随意契約における見積り合わせで価格で負け受注できなかったことがある。見積りで競争させる場合、民間事業者は採算を度外視して見積りを出す場合もあることから、優先調達の観点からも、多少、施設側が有利に落とせるようなルール(例えば、民間の見積り額よりも数%高い程度の額であれば、施設を優先する等)を作してほしい。
- 民間企業と障害者就労施設、あるいは障害者就労施設同士で見積り合わせを行い、価格競争を求められる状況では、優先調達の意味合いがないと思う。障害者就労施設にも、定型的な仕事を継続して実施することを得意とする施設がある等、障害者就労施設でも問題なくこなせる仕事があると思われるので、そのような仕事を行政と共同受注窓口が一緒になって検討し、障害者就労施設に優先的に発注するようにしてほしい。
- 障害者就労施設同士で低価格競争を行うことは、利用者の工賃増大には結びつかない。国として、「この仕事は必ず障害者優先調達にする」とか、「予算の何%は障害者優先調達にする」といった具体的な方針を示すようにしてほしい。

② 共同受注窓口の活用

- 国の出先機関、地方公共団体への調達に係る各都道府県共同受注窓口の活用については、障害者優先調達推進法の周知と合わせて、さらに国から働きかけをしてほしい。例えば、国が作成する各種資料に共同受注窓口の活用を掲載するなどすれば、国の機関にもっと活用されると思う。
- 地方支分部局等の調達業務に関わる職員が、障害者就労施設等や共同受注窓口で取扱う物品等を承知できる機会(例えば、共同受注窓口による国の職員向け説明会等)を設けたらどうか。
- 共同受注窓口へ発注を検討する段階で相談してもらえれば事業者の紹介もしてくれるので、国の機関等をもっと活用してほしい。

③ 国からの情報提供

<p>○ 障害者就労施設等からの物品や役務の調達について、一般国民へ障害者優先調達推進法の趣旨と合わせ、調達実績等を周知してほしい。</p> <p>調達実績については、国に限らず、県及び市町村も積極的に周知した方が良い。</p> <p>○ 国等の調達方針は閲覧したことがあるが、調達方針に対して、国の機関がどのような対応をするのかが明確に見えない。例えば、具体的な調達事例を紹介するなどの情報を掲載してくれないと調達方針を活用することは難しいし、地方においては役立たない。</p> <p>また、公表されている調達実績も省庁レベルではなく、県レベルに落とし、どのような物品等をどこの出先機関が発注したのか、その機関が県内のどこにあるのか等具体的な情報を掲載してもらえれば、それを参考にした営業がしやすくなる。</p> <p>○ 調達実績の公表は、現在の様式では参考にならない。例えば清掃であっても、階段やトイレの有無などで対応できるかどうかが変わってくるので、どのような物品、役務を調達したのかもっと具体的に公表してもらえれば参考になる。</p> <p>○ 施設や共同受注窓口が、効率的に、提供可能な物品等のPRや営業活動ができるように、物品等の調達を行っている国の機関がどこかわかるような情報をホームページなどで発信すべきではないか。</p> <p>○ 各省庁の調達方針に基づいて、地方支分部局ごとに簡易でも良いので調達に関する方針を作成し公表すれば、優先調達推進法の認識向上につながるのではないか。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、国の地方支分部局等は、障害者就労施設等からの物品等の調達を促進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 障害者就労施設等の受注機会の増大を図るため、障害者就労施設等に関する情報を収集し、調達可能な物品等を検討すること (群馬行政評価事務所、利根川ダム統合管理事務所、前橋年金事務所)</p> <p>② 障害者就労施設等の受注機会の増大を図るため、随意契約において見積書を徴する場合、障害者就労施設等からの徴取に努めること (群馬県情報通信部、群馬行政評価事務所、前橋地方法務局、関東森林管理局、利根川ダム統合管理事務所、群馬工業高等専門学校、前橋年金事務所、日本公庫前橋支店)</p>	
---	--

表1-① 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年六月二十七日法律第五十号）（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定その他障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

2 この法律において「障害者就労施設」とは、次に掲げる施設をいう。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

二 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設

三 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第三号に規定する重度身体障害者、同条第四号に規定する知的障害者又は同法第三十七条第二項に規定する精神障害者であって同法第四十三条第一項に規定する労働者であるものを多数雇用する事業所として政令で定めるもの

3 この法律において「在宅就業障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第三項第一号に規定する在宅就業障害者をいう。

4 この法律において「障害者就労施設等」とは、障害者就労施設、在宅就業障害者及び障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の三第一項に規定する在宅就業支援団体をいう。

5 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金

若しくは補助金によって得ている法人であって、政令で定めるものをいう。

6 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

7 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

（国及び独立行政法人等の責務）

第三条 国及び独立行政法人等は、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たっては、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならない。

（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の事務及び事業に関し、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

（障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針）

第五条 国は、国及び独立行政法人等における障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国及び独立行政法人等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向

二 優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項

三 障害者就労施設等に対する国及び独立行政法人等による物品等の調達に関する情報の提供に関する基本的事項

四 その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国にあつては各省各庁の長、独立行政法人等にあつてはその主務大臣をいう。以下同じ。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(障害者就労施設等が供給する物品等の調達方針)

第六条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

2 前項の方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

二 その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

3 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

(調達実績の概要の公表等)

第七条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、厚生労働大臣に通知するものとする。

2 前項の規定による厚生労働大臣への通知は、独立行政法人等の長にあっては、当該独立行政法人等の主務大臣を通じて行うものとする。

(厚生労働大臣及び内閣総理大臣の要請)

第八条 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、各省各庁の長等に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等)

第九条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあっては当該都道府県及び市町村の区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、地方独立行政法人にあっては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等及びその調達の目標について定めるものとする。

3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、遅滞な

く、これを公表しなければならない。

4 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

5 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。

(公契約における障害者の就業を促進するための措置等)

第十条 国及び独立行政法人等は、国又は独立行政法人等を当事者の一方とする契約で国又は独立行政法人等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国又は独立行政法人等が対価の支払をすべきもの（以下「公契約」という。）について、競争に参加する者に必要な資格を定めるに当たって障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第一項の規定に違反していないこと又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、前項の規定に基づく国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(障害者就労施設等が供給する物品等に関する情報の提供等)

第十一条 障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、その供給する物品等の購入者等に対し、当該物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

附 則

(検討)

第二条 政府は、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図る観点から、障害者就労施設等の自主性を尊重しつつ適切な物品の生産及び物品等の質の確保に関する技術的支援及び訓練を行い、並びに障害者就労施設等が供給する物品等の購入者等に対し必要な情報の提供を行う体制の在り方について、三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、公契約の落札者を決定するに当たってその入札者が障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第一項の規定に違反していないこと、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を総合的に評価する方式を導入することについて、三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

表 1-② 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令
(平成二十五年一月三十日政令第二十二号)(抜粋)

内閣は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成二十四年法律第五十号)第二条第二項第三号及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第二条第二項第三号の政令で定める事業所)

第一条 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項第三号の政令で定める事業所は、次のとおりとする。

一 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第四十四条第一項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所

二 次に掲げる要件の全てを満たす事業所

イ 身体障害者(障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第二号に規定する身体障害者をいう。)、知的障害者(同条第四号に規定する知的障害者をいう。ハにおいて同じ。)、又は精神障害者(同法第六十九条に規定する精神障害者をいう。ハにおいて同じ。))である労働者(同法第四十三条第一項に規定する労働者をいう。以下この号において同じ。))の数(短時間労働者(同法第四十三条第三項に規定する短時間労働者をいう。以下この号において同じ。))にあつては、当該短時間労働者の数に厚生労働省令で定める割合を乗じて得た数。以下この号において同じ。)を合計した数(以下この号において「障害者数」という。)が五人以上であること。

ロ 労働者の数を合計した数のうちに障害者数の占める割合が百分の二十以上であること。

ハ 障害者数のうちに重度身体障害者(障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第三号に規定する重度身体障害者をいう。)、知的障害者又は精神障害者である労働者の数を合計した数の占める割合が百分の三十以上であること。

(法第二条第五項の政令で定める法人)

第二条 法第二条第五項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開

発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人電子航法研究所、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人理化学研究所、自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機

構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二 日本私立学校振興・共済事業団

三 沖縄振興開発金融公庫

四 株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫

五 日本中央競馬会及び日本年金機構

表1-③ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律施行令
第一条第二号イからハまでに規定する厚生労働省令で定める割合を定める省令（平成二十
五年一月三十日厚生労働省令第七号）

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二
十五年政令第二十二号）第一条第二号イからハまでの規定に基づき、国等による障害者就
労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令第一条第二号イからハまでに規
定する厚生労働省令で定める割合を定める省令を次のように定める。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令第一条
第二号イからハまでに規定する厚生労働省令で定める割合は、二分の一とする。

表 1 - 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針
(平成25年4月23日閣議決定)

この基本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき、国及び独立行政法人等が障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。

1. 国及び独立行政法人等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向

(1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進の意義

雇用・就業は、障害者の自立の促進のための重要な柱であることから、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保することが必要である。

このような観点から、障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対する需要の増進を図ることが極めて重要である。

その際、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び独立行政法人等（法第2条第5項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

（以下「国等」という。）並びに地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）が果たす役割は極めて大きい。国等及び地方公共団体等が自ら率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、これを呼び水とすることにより、民間部門へも取組の輪を広げ、障害者就労施設等からの物品等に対する我が国全体の需要を増進することが重要である。この基本方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達の推進は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条（職業相談等）及び第19条（雇用の促進等）の趣旨にも合致するものである。

(2) 基本的考え方

国及び独立行政法人等は、法第3条の規定に基づき、物品等の調達に当たっては、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならないこととされている。

また、法第6条の規定に基づき、各省各庁の長（法第2条第7項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成・公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととなる。

その際、具体的には以下のような基本的考え方にとり、調達を行うものとする。

- ① 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進の意義を踏まえ、分野を限定することなく調達するよう努めるものとする。
- ② 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する施策の実施に当たっては、国等の調達に関する他の施策との調和を図るものとする。
- ③ 政府調達に関する協定との整合性に配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように努める等、他の行政目的との調和を図るものとする。

2. 優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

国等は、障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。例えば、物品においては庁用品、各種記念品、食料品・弁当等、役務においては印刷、クリーニング、清掃、会議の議事録作成、ホームページ管理等が国等において実績として調達されているところであり、引き続きこれらの物品等の調達を積極的に行うとともに、

これまで調達の実績のない物品等の調達についても検討するものとする。

(2) 調達に当たり留意すべき点

物品等の調達に当たっては、(1)に掲げる基本的考え方のほか、以下の点にも留意するものとする。

- ① 予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項に基づく随意契約により調達を行う場合には、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めるものとする。
- ② 調達に当たっての仕様等を定める際には、調達により達成しようとする行政目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとするとともに、予定価格については、取引の実例価格等を考慮して適正なものとなるよう設定するものとする。また、求める要件、評価の方法、契約の手続等を定める際その他の契約の実施の際には、障害者就労施設等がその特性により当該調達から不当に排除されないようにする等、競争への参加の機会の確保に留意するものとする。
- ③ 物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする。
- ④ 地方支分部局等において使用される物品等については、地方支分部局等における障害者就労施設等からの調達を促進することにより、当該地方支分部局等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(3) その他

国等は、物品等の調達を障害者就労施設等にあっせんし又は国等と障害者就労施設等との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う共同受注窓口について、障害者就労施設等の質の向上及び供給の円滑化に資するものであることに鑑み、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの物品等の調達に準じて取り扱うものとする。

3. 障害者就労施設等に対する国等による物品等の調達に関する情報の提供に関する基本的事項

国等は、透明性の向上及び公正な競争の確保に留意しつつ、障害者就労施設等に対する物品等の調達に関する情報の提供を促進するため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 一般競争契約等による調達に関する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、障害者就労施設等に提供するよう努めるものとする。
- ② 調達計画の策定が可能な物品等の調達については、当該計画を積極的に定め、障害者就労施設等に提供するよう努めるものとする。
- ③ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等の入札等が円滑に行われるよう、必要に応じ障害者就労施設等に対して規格等必要な事項について懇切丁寧に説明するよう努めるものとする。

4. その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要事項

(1) 調達の推進体制の在り方

国等においては、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制には各機関の全ての内部組織が参画することとし、特に、会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。

(2) 調達方針の作成における留意事項

① 適用範囲

調達方針は原則として、各機関の全ての内部組織に適用するものとする。ただし、一律に物品等の調達を推進することが困難である場合においては、個別に調達方針を作成するものとする。

② 目標設定

調達方針の目標設定に当たっては、物品及び役務の種別ごとに、調達実績額が前年度を上回ることを目標とするなど、障害者就労施設等からの物品等の調達が着実に推進されるよう設定するものとする。

(3) 調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等

① 各省各庁及び独立行政法人等における対応

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を公表する際は、できる限り分かりやすい形で公表するように努めるものとする。

② 厚生労働省における対応

厚生労働大臣は、法第7条第1項の規定に基づき、各省各庁の長及び独立行政法人等の長から通知された障害者就労施設等からの物品等の調達（共同受注窓口との契約による調達を含む。以下この項において同じ。）の実績の概要を取りまとめ、国等における障害者就労施設等からの物品等の全体の調達額、物品及び役務ごとの調達額並びに主な調達品目を公表するものとする。

また、厚生労働大臣は、地方公共団体等における障害者就労施設等からの物品等の調達の実績について、都道府県の協力を得て、国等の概要に準じて取りまとめ、公表するものとする。

(4) 公契約における障害者の就業を促進するための措置等

法第10条の規定に基づき、国等は、公契約について、障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。

具体的な措置については、同条に例示するもののほか、例えば、以下に掲げるものが挙げられる。

① 競争に参加するものに対して、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数（以下単に「法定雇用障害者数」という。）以上の障害者を雇用している事業主であるか又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している者であるかについて申告を行わせ、法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していない事業主又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していない者に対して適切な機関を教示する等障害者の就業の促進に関して理解を求めること。

② 随意契約において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の6の規定に基づき、2人以上の者から見積書を徴する場合には、法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している事業

主、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している者又は障害者就労施設等を1人以上含めて徴するよう努めること。

- ③ 随意契約において、見積書を徴することを省略する場合には、法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している事業主、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している者又は障害者就労施設等を優先して契約の相手方とするよう努めること。

(5) 関係省庁等連絡会議の設置

障害者就労施設等からの物品等の調達を各機関が一体となって効果的に推進していくため、各機関間の円滑な連絡調整、推進策の検討等を行う関係省庁等連絡会議を設置する。

(6) 本基本方針の見直し

国は、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本基本方針の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。

その際、国等における障害者就労施設等からの物品等の調達の円滑な実施に資するよう、厚生労働大臣は、本基本方針の見直しに係る検討の段階から、各省各庁の長、独立行政法人等の長及び地方公共団体等の長に対し、検討の対象となる事項に係る情報を提供するものとする。各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、検討の結果、本基本方針が見直されることとなった場合に必要な措置を円滑に講ずることができるよう、厚生労働大臣から提供を受けた情報を活用しつつ、あらかじめ、現状把握等必要な準備を行うよう努めるものとする。

(7) 厚生労働大臣及び内閣総理大臣の要請

各省各庁の長等（法第5条第3項に規定する各省各庁の長等をいう。）は、法第8条の規定に基づく厚生労働大臣又は内閣総理大臣からの要請があった場合には、厚生労働大臣及び内閣総理大臣に対し、対応等について報告するものとする。

表1-⑤ 予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）（抜粋）

（随意契約によることができる場合）

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。
- 六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。
- 八 運送又は保管をさせるとき。
- 九 沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。
- 十 農場、工場、学校、試験所、刑務所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。
- 十一 国の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払うとき。
- 十二 法律の規定により財産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。
- 十三 非常災害による罹災者に国の生産に係る建築材料を売り払うとき。
- 十四 罹災者又はその救護を行なう者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 十五 外国で契約をするとき。
- 十六 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合又は農業協同組合連合会から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。
- 十六の二 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。
- 十七 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき。
- 十八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。
- 十九 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 二十 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。
- 二十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体

又は事業者に売り払い、貸し付け又は信託するとき。

二十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。

二十三 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。

二十四 法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託し又は販売させるとき。

二十五 国が国以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

表 1 - 平成 27 年度における厚生労働省の障害者就労施設等からの
物品等の調達を推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成 27 年度における厚生労働省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙 1」の物品及び役務の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

また、引き続き好事例等を省内全てに周知徹底すること等により、更なる目標値の引き上げを図る。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

厚生労働省においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、厚生労働省内の内部部局、施設等機関、地方支分部局及び外局の全ての部局に適用する。

なお、調達を担当する部局（以下、「調達担当部局」という。）は、「別紙 1」の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

（2）随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令

第165号)第99条第16号の2を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、本省に推進本部を設置する。推進体制は「別紙2」のとおりとする。

なお、推進本部においては、1の目標達成に向けて、各調達担当部局が設定した目標の管理を行うとともに、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し改善策を指示する。

(4) 地方支分部局等における調達の推進

地方支分部局及び施設等機関(以下、「地方支分部局等」という。)において使用される物品等については、地方支分部局等における障害者就労施設等からの調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該地方支分部局等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

(5) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

① 各調達担当部局は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を大臣官房会計課に報告する。

② 大臣官房会計課は、①による各調達担当部局からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに厚生労働省ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣(社会・援護局障害保健福祉部)に通知する。

別紙1

【物品・役務の品目分類】

種別	品目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木 工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもち ゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、 非常食、花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、 器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック、照 明器具等上記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名 刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機 管理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集 計、テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷 物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレ ッター）、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

— 推 進 本 部 —

本部長： 総括審議官
副本部長： 大臣官房会計課長
本部長員： 大臣官房地方課長
大臣官房厚生科学課長
医政局医療経営支援課長
医薬食品局食品安全部企画情報課長
労働基準局労災管理課長
労働基準局労働保険徴収課長
職業安定局雇用保険課長
職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課長
雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長
雇用均等・児童家庭局育成環境課長
社会・援護局障害保健福祉部企画課長
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
年金局事業企画課長

各調達担当部局

表 1 - 総務省の障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成 25 年度以降における総務省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労支援等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙」からの物品及び役務の種別毎に前年度実績（規模が大きく、かつ周期的に実施される調査や選挙に係る用品等は除く。）を上回ることを目標とする。

大臣官房会計課は、目標達成を支援するため、必要に応じ好事例等を省内に周知する。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

総務省においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

(1) 調達方針の適用範囲

調達方針は、総務省内の内部部局、施設等機関、地方支分部局及び外局の全ての部局に適用する。

なお、調達を担当する部局（以下、「調達担当部局」という。）は、「別紙」の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

(2) 随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条第 16 号の 2 を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 1 項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等、障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、本省に推進本部を設置する。
推進体制は下記のとおりとする。

なお、推進本部においては、1の目標達成に向けて、各調達担当部局が設定した目標の管理を行うとともに、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し改善策を指示する。

【推進本部の構成員】

本部長：大臣官房長

副本部長：大臣官房会計課長

本部長：官房会計課における物品等の調達に関係する会計課職員

その他、推進本部が必要と認めるときは、上記以外の各調達担当部局関係者を参画させることができる。

(4) 地方支分部局における調達の推進

地方支分部局及び施設等機関（以下、「地方支分部局等」という。）において使用される物品等については、地方支分部局等における障害者就労施設等からの調達を促進するため、例えば地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該地方支分部局等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

(5) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

- ① 各調達担当部局は、会計年度終了後に、前年度障害者就労施設等からの物品等の調達実績を大臣官房会計課に報告する。
- ② 大臣官房会計課は、①による各調達担当部局からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を総務省ホームページに公表する。

別 紙

【物品・役務】

種別	品 目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、 コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服、身の回り品・装身具、食器類、絵画
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、 器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記 以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、 封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管 理 など
	④ 情報処理・テープ起 こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、 テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービ ス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物 折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダ ー）、資源回収・分別 など

【障害者就労施設等の分類】

障害者福祉サービス事業所等	就労継続支援 A・B 型	障害者総合支援法第 5 条第 1 4 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援	障害者総合支援法第 5 条第 1 3 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 1 1 項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 2 5 項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 1 8 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
共同受注窓口	受注内容を対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあつせん・仲介する業務を行う	
在宅・就業障害者等	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

表1 - 平成27年度における警察庁の障害者就労施設等からの
物品等の調達を推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。）に即して、平成27年度における警察庁の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

さらに、好事例等を庁内全てに周知徹底すること等により推進する。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

警察庁においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、次のとおり取り組む。

(1) 調達方針の適用範囲

調達方針は、警察庁、附属機関、地方機関及び都道府県警察の各部局に適用する。

なお、調達を担当する部局（以下「調達担当部局」という。）は、「別紙1」の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

(2) 随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第16号の2の規定を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争に参加するものに対して、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害

者数以上の障害者を雇用していること等を確認し、障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

警察庁における障害者就労施設等からの物品等の調達は、警察庁会計業務改善委員会（別紙２）により推進する。

(4) 附属機関、地方機関及び都道府県警察（以下「附属機関等」という。）における調達の推進

附属機関等において使用される物品等については、附属機関等における障害者就労施設等からの調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該附属機関等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

(5) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

ア 各調達担当部局は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を長官官房会計課に報告する。

イ 長官官房会計課は、アによる各調達担当部局からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を警察庁ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。

【物品等の品目分類】

種別	品 目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、清掃用具、防災用品、非常食 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具等上記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他の役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別、寝具類レンタル等上記以外の役務

【調達先の分類】

障害福祉サービス事業所等	就労継続支援 A 型・B 型	障害者総合支援法第 5 条第 1 4 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援	障害者総合支援法第 5 条第 1 3 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 1 1 項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 2 5 項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者基本法第 2 条第 1 項に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 1 8 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
注共同窓口受	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う組織
企業・在宅就業障害者等	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

警察庁会計業務改善委員会設置要綱

1 設置

警察庁に、警察庁会計業務改善委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 任務

委員会は、行政事業レビュー、調達改善の取組等、警察庁における会計業務の改善に係る各種取組の推進を図ることを任務とする。

3 構成及び運営

(1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

(2) 委員長、副委員長及び委員は、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 官房長

副委員長 総務課長、会計課長

委員 参事官（企画担当）、生活安全企画課長、刑事企画課長、
組織犯罪対策企画課長、交通企画課長、警備企画課長、外事課長、
情報通信企画課長、警察大学校教務部長、科学警察研究所総務部長、
皇宮警察本部副本部長

(3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(4) 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

(5) 委員会の庶務は、会計課において処理する。

表 1 -

平成 27 年度における法務省の障害者就労施設等からの
物品等の調達を推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき，障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して，平成 27 年度における法務省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「方針」という。）を次のとおり定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については，別紙 1 の物品及び役務の種別ごとに，前年度の実績を上回ることを目標とする。

また，必要に応じ好事例等を省内全てに周知徹底するとともに，過去の物品等の調達実績も考慮し，調達の推進に努める。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について，基本方針に即するとともに，次のとおり取り組む。

(1) 方針の適用範囲

方針は，本省内部部局，施設等機関，特別の機関，地方支分部局及び外局の全ての部局に適用する。

なお，調達を担当する部局（以下「調達担当部局」という。）は，別紙 1 の物品及び役務の品目分類及び調達先の分類を参考に，障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

(2) 調達における留意事項

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第16号の2を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、省内に別紙2のとおり推進連絡会議を設置する。

なお、推進連絡会議においては、1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し改善策を指示する。

(4) 地方支分部局等における調達の推進

地方支分部局、施設等機関、特別の機関及び外局（以下「地方支分部局等」という。）において使用される物品等については、地方支分部局等における障害者就労施設等からの調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該地方支分部局等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

(5) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

① 各調達担当部局は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を大臣官房会計課に報告する。

② 大臣官房会計課は、法第7条第1項に基づき、①による各調達担当部局からの報告を取りまとめ、その概要を速やかに法務省ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。

(物品等の品目分類)

種別	品 目	具体例
物品	① 事務用品・書籍	筆記具, 事務用具, 用紙, 封筒, ゴム印, 書籍等
	② 食料品・飲料品	パン, 弁当, おにぎり, 麺類, 加工食品, 菓子類, 飲料, コーヒー, 茶, 米, 野菜, 果物等
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具, 食器類, 絵画・彫刻, 木工品・金工品・刺繍品・陶磁器, ガラス製品, おもちゃ・人形, 楽器, 各種記念品, 清掃用具, 防災用品, 非常食, 花苗等
	④ その他の物品	机・テーブル, 椅子, キャビネット, ロッカー, 寝具, 器物台, プランター, 車いす, 杖, 点字ブロック, 照明器具等上記以外の物品
役務	① 印刷	ポスター, チラシ, リーフレット, 報告書・冊子, 名刺, 封筒等の印刷
	② クリーニング	クリーニング, リネンサプライ等
	③ 清掃・施設管理	清掃, 除草作業, 施設管理, 駐車場管理, 自動販売機管理等
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成, プログラミング, データ入力・集計, テープ起こし等
	⑤ 飲食店等の運営	売店, レストラン, 喫茶店等
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送, 袋詰・包装・梱包, 洗浄, 解体, 印刷物折り, おしぼり類折り, 筆耕, 文書の廃棄(シュレッダー), 資源回収・分別等

(調達先の分類)

分類	施設等の名称	説明
a	就労継続支援 A 型, B 型	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 14 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第 5 条第 13 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 25 項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	国等による障害者施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）（以下「令」という。）第 1 条第 1 号に規定する事業所（障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。）。
	重度障害者多数雇用事業所	令第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業所。）。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

推進連絡会議

大臣官房長
大臣官房秘書課長
大臣官房会計課長
大臣官房施設課長
民事局総務課長
刑事局総務課長
矯正局総務課長
保護局総務課長
入国管理局総務課長
公安調査庁総務部総務課長
(事務局 大臣官房会計課)

各調達担当部局

表1 - 平成27年度における財務省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

平成27年3月31日
財務省

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成27年度における財務省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙1」の物品等の種別ごとに、前年度の実績を上回ることを目標とする。

また、引き続き好事例等を省内全てに周知徹底するとともに、過去の物品等の調達実績も考慮し調達の推進に努める。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

財務省においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、本省の内部部局、施設等機関及び地方支分部局並びに外局に適用する。

なお、調達を担当する部局（以下「調達担当部局」という。）は、「別紙1」の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

（2）調達における留意事項

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第16号の2を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極

的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

（3）障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、本省に推進連絡会議を設置する。推進体制は「別紙2」のとおりとする。

なお、推進連絡会議においては、1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し改善策を指示する。

（4）地方支分部局における調達の推進

地方支分部局において使用される物品等については、地方支分部局における障害者就労施設等からの調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該地方支分部局が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

（5）調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

- ① 各調達担当部局は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を大臣官房会計課に報告する。
- ② 大臣官房会計課は、①による各調達担当部局からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに財務省ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。

別紙 1

【物品等の品目分類】

種別	品目	具体例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、 コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工 品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・ 人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、 花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、 器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記 以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、 封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管 理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、 テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物 折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダ ー）、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

別紙2

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

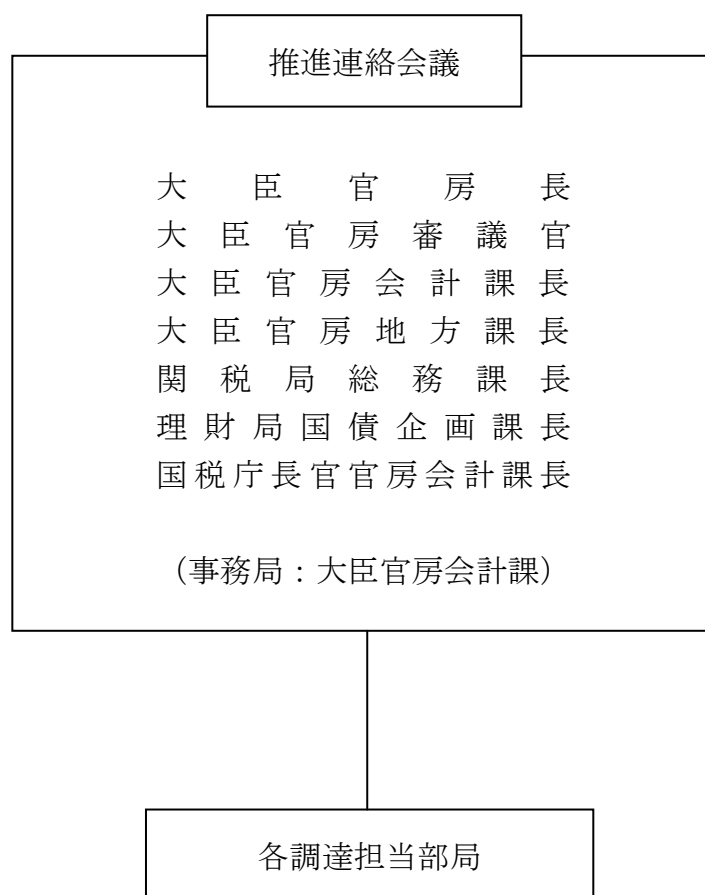


表1-⑪ 平成27年度における農林水産省の障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成27年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙1」の物品及び役務の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、本省内部部局、施設等機関、特別の機関、地方支分部局及び外局の全ての部局に適用する。

なお、調達を担当する部局（以下「調達担当部局」という。）は、「別紙1」の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

（2）調達における留意事項

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第16号の2を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法

律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

（3）障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、省内に「別紙2」のとおりに連絡会議を設置する。

なお、連絡会議においては、1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し指導・助言等を行う。

さらに、連絡会議事務局においては、障害者就労施設等の名称や取扱品目の情報及び好事例等を各調達担当部局に情報提供を行うとともに、障害者就労施設等からの見積書の徴取状況や調達実績を四半期ごとに把握し、一層の推進に努める。

（4）地方支分部局等における調達の推進

地方支分部局及び施設等機関（以下「地方支分部局等」という。）において使用される物品等については、地方支分部局等における障害者就労施設等からの調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該地方支分部局等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

（5）調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

- ① 各調達担当部局は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を大臣官房経理課に報告する。
- ② 大臣官房経理課は、①による各調達担当部局からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに農林水産省ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。

別紙 1

【物品等の品目分類】

種別	品 目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、 コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工 品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・ 人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、 花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、 器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記 以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、 封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管 理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、 テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物 折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダ ー）、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達推進
省内連絡会議

総括責任者 : 大臣官房長
副総括責任者 : 大臣官房経理課長
メンバー : 大臣官房経理課経理調査官
大臣官房経理課関係課長補佐等
課長補佐 (会計班担当)
課長補佐 (用度班担当)
課長補佐 (会計指導第1班担当)
課長補佐 (調達班担当)
課長補佐 (財産管理班担当)
課長補佐 (特別会計経理班担当)
課長補佐 (営繕総括班担当)
企画官
大臣官房及び各局庁の経理・用度担当課長補佐
大臣官房地方課課長補佐 (経理班担当)
国際部国際政策課課長補佐 (経理班担当)
統計部管理課課長補佐 (予算会計班担当)
消費・安全局総務課課長補佐 (会計指導班担当)
食料産業局総務課課長補佐 (会計指導班担当)
生産局総務課課長補佐 (会計指導班担当)
経営局総務課課長補佐 (経理班担当)
農村振興局総務課課長補佐 (経理班担当)
技術会議事務局総務課課長補佐 (経理班担当)
技術会議事務局総務課課長補佐 (契約班担当)
林野庁林政課課長補佐 (会計経理第1班担当)
林野庁林政課課長補佐 (会計経理第2班担当)
水産庁漁政課課長補佐 (経理班担当)
水産庁漁政課課長補佐 (会計班担当)

各調達担当部局

○事務局 大臣官房経理課会計指導第1班

表 1 - ⑫ 平成 27 年度における国土交通省の障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成 27 年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達（以下「障害者優先調達」という。）については、別紙 1 の物品等の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

特に、調達を担当する部局（以下「調達担当部局」という。）のうち前年度に実績がない部局については、確実に実績を挙げられるよう努力する。

2 障害者優先調達の推進に関する事項

障害者優先調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、本省内部部局、施設等機関、特別の機関、地方支分部局及び外局の全ての部局に適用する。

なお、調達担当部局は、別紙 1 の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者優先調達を推進する。

（2）障害者優先調達の推進方法

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条第 16 号の 2 を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者優先調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

さらに、好事例等を省内全てに周知徹底すること等により障害者優先調達の推進に努める。

（3）障害者優先調達の推進体制

障害者優先調達を推進するため、省内に別紙2のとおり連絡会議を設置する。

なお、連絡会議においては、1の目標達成に向けて、調達の現状を把握し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し指導・助言等を行う。

（4）地方支分部局における障害者優先調達の推進

地方支分部局において使用される物品等については、地方支分部局における障害者優先調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該地方支分部局が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

（5）調達実績の報告、取りまとめ及び公表

- ① 各調達担当部局は、会計年度終了後に、前年度の実績を大臣官房会計課に報告する。
- ② 大臣官房会計課は、①による各調達担当部局からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに国土交通省ホームページに公表するとともに厚生労働大臣に通知する。

別紙 1

【物品等の品目分類】

種別	品目	具体例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、 コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工 品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人 形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花 苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器 物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以 外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、 封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管 理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、 テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折 り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、 資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

別紙 2

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達推進
省内連絡会議

座長： 官房長
(副)： 官房会計課長
官房参事官（会計担当）
 〃 秘書室長
総合政策局総務課長
国土政策局総務課長
土地建設産業局総務課長
都市局総務課長
水管理・国土保全局総務課長
道路局総務課長
住宅局総務課長
鉄道局総務課長
自動車局総務課長
海事局総務課長
港湾局総務課長
航空局予算・管財室長
北海道局予算課長
海難審判所総務課長
観光庁総務課長
気象庁経理管理官
運輸安全委員会事務局総務課会計室長
海上保安庁主計管理官

各調達担当部局

表 1－ 平成27年度における独立行政法人国立青少年教育振興機構の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

平成27年度における独立行政法人国立青少年教育振興機構の
障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

独立行政法人国立青少年教育振興機構

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成27年度における独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙」の物品及び役務の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標として推進する。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

なお、物品等の調達にあたっては、「別紙」の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に推進する。

（1）障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進するため、機構本部財務課は、1の目標達成に向けて、調達の現状を把握し、好事例等を各施設の調達を担当する係に周知徹底するとともに、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各施設の調達を担当する係に対し指導・助言等を行う。

（2）調達における留意事項

物品等の調達にあたっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、契約事務取扱規則第30条第1項第8号を

適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

（3）調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

①各施設の調達を担当する係は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を機構本部財務課に報告する。

②機構本部財務課は、①による各施設の調達を担当する係からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに機構ホームページに公表するとともに、主務大臣を通じて厚生労働大臣に通知する。

別紙

【物品・役務の品目分類】

種別	品目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別など

【調達先の分類】

a	就労継続支援 A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

表 1 — 平成27年度における独立行政法人国立高等専門学校機構の障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針

平成27年度における独立行政法人国立高等専門学校機構の障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針

平成27年6月17日
独立行政法人国立高等専門学校機構

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成27年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙」の物品等の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

(1) 調達方針の適用範囲

本調達方針は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）本部事務局及びすべての国立高等専門学校（以下「高専」という。）に適用する。

なお、調達担当部署は「別紙」の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

(2) 調達における留意事項

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第13条を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、機構本部事務局は、1の目標達成に向けて調達の現状を把握し、実績の向上を図るために有益な情報共有を行うほか、必要に応じて、各高専調達担当部署に対し指導・助言等を行う。

(4) 調達実績の報告、及び公表

① 各高専調達担当部署は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を機構本部事務局財務課に報告する。

② 機構本部事務局財務課は、各高専調達担当部署からの報告をとりまとめ、その概要を速やかに機構ホームページに公表する。

別紙

【物品・役務の品目分類】

種別	品 目	具 体 例
物品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、ブランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤飲食店の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰め・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等での就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
b	共同受注窓口	受注内容を対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う団体等

c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

表 1 - 平成 27 年度における地域医療機能推進機構の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（独立行政法人地域医療機能推進機構）

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 6 条の規定及び障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定）を受け、平成 27 年度における独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 地域医療機構では、競争性及び透明性の確保等により業務の効率化や経費削減に取り組んでいくこととしているが、法の目的を踏まえ、法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等（以下単に「障害者就労施設等」という。）からの物品及び役務の調達について、引き続き積極的に取り組むとともに、前年度実績を上回ることを目標とする。

2 調達方針は、地域医療機構の全ての病院等（以下「機構病院等」という。）に適用する。

機構病院等は、「別紙」の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進する。

3 物品及び役務の調達に当たっては、適正な支出並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（平成 26 年 4 月 1 日細則第 6 号）第 27 条第 1 項第 10 号を適用して障害者就労施設等との間の契約を随意契約とするなど、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を積極的に推進する。

また、法第 10 条第 1 項に規定する障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

4 機構病院等は、事業年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの調達実績を本部に報告し、本部は、機構病院等からの報告を取りまとめ、法第 7 条第 1 項に基づき、その概要を速やかに地域医療機構本部ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。

別紙

【物品・役務の品目分類】

種別	品目	具体例
物	① 事務用品・書籍	筆記用具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライなど
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分類など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

表 1 — ⑯ 平成 27 年度における独立行政法人水資源機構の障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の平成 27 年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を次のとおり定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。さらに、好事例を機構内全てに周知徹底すること等により推進に努める。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

(1) 調達方針の適用範囲

調達方針は、機構全ての事務所に適用する。

なお、調達を担当する事務所（以下「調達担当事務所」という。）は、別紙 1 の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に共同受注窓口等を介して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

(2) 随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、物品等の調達に関する事務処理要領（水機達平成 18 年度第 5 号）第 4 条第 2 項第六号の二を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 1 項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、別紙 2 のとおり、機構内に推進本部を設置する。

なお、推進本部においては、1 の目標達成に向けて、調達の現状を把握し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当事務所に対し指導、助言等を行う。

(4) 調達担当事務所における調達の推進

調達担当事務所において使用される物品等については、調達担当事務所における障害者就労施設等からの調達を促進するため、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該調達担当事務所が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

(5) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

各調達担当事務所は、事業年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を技術管理室契約企画課に報告する。また、技術管理室契約企画課は、各調達担当事務所からの当該報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに機構ホームページに公表するとともに、国土交通大臣を通じて厚生労働大臣に通知する。

別紙 1

【物品等の品目分類】

種別	品目	具体例
物品	①事務用品・書籍	筆記用具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	②小物雑貨	衣服、清掃用具、防災用品、非常食 など
	③その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー 上記以外の物品
役務	①印刷	ポスター、リーフレット、報告書・冊子、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュレッダー)、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

	調達先	概要
a	就労継続支援事業所 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援事業所	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護事業所	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。)
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として、同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	障害者雇用促進法の特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

別紙2

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

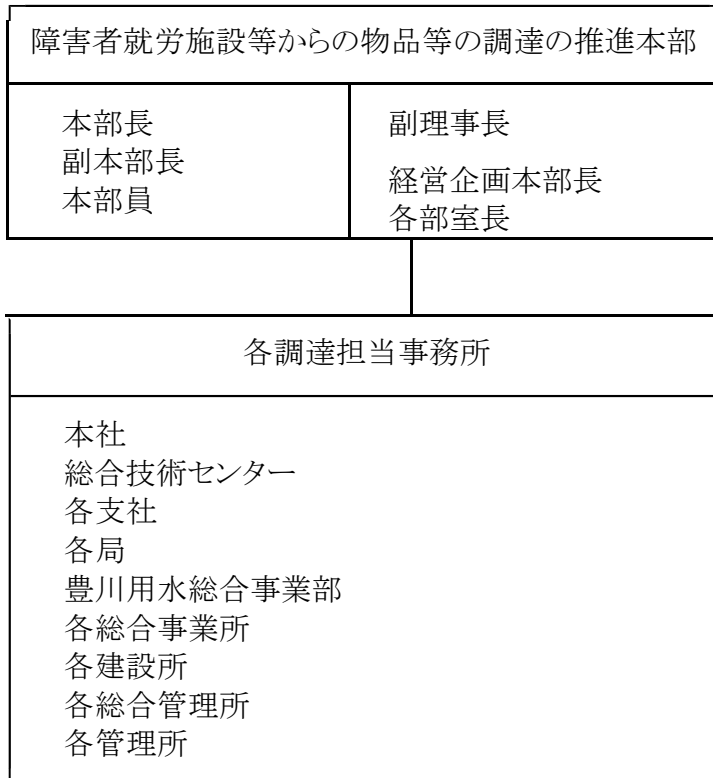


表1—⑰ 平成27年度における日本年金機構の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成27年度における日本年金機構（以下「機構」という。）の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙1」の物品及び役務の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

機構においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

(1) 調達方針の適用範囲

調達方針は、本部内各部、ブロック本部、事務センター及び年金事務所の全ての部署に適用する。

なお、調達を担当する部署（以下「調達担当部署」という。）は、「別紙1」の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

(2) 随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、日本年金機構会計規程（規程第50号）第14条第1項を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達して

いることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、本部に推進本部を設置する。推進体制は「別紙2」のとおりとする。

なお、推進本部においては、1の目標達成に向けて、各調達担当部署が設定した目標の管理を行うとともに、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部署に対し改善策を指示する。

(4) ブロック本部等における調達の推進

ブロック本部、事務センター及び年金事務所（以下「ブロック本部等」という。）において使用される物品等については、ブロック本部等における障害者就労施設等からの調達を推進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該ブロック本部等の存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

(5) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

- ① 各調達担当部署は、会計年度の終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を本部調達部に報告する。
- ② 本部調達部は、①による各調達担当部署からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに機構ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。

3 目標を達成するための平成27年度における具体的な取組

- ① 平成26年度に引き続き、着実に障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集するとともに、障害者就労施設等から調達可能な物品等、調達時期及び調達方法等を検討する。
- ② 障害者就労施設等からの物品等の調達は、チラシの印刷、除草作業、清掃・洗浄作業及び駐車場案内等の軽微な作業等、現地性が高い契約金額が5万円未満の調達案件について行う。
- ③ 平成26年度において調達実績がある場合には、当該調達案件について今年度も引き続き障害者就労施設等から調達するよう努める。
調達実績がない場合には、他のブロック本部等の調達実績を参考にし、障害者就労施設等からの物品等の調達を行う。

別紙1

【物品・役務の品目分類】

種別	品目	具体例
物 品	① 事務用品・書籍	オーダーリングシステムで購入できない事務用具、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲 料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品、食器類、木工品・金工品・刺繍品・ 陶磁器・ガラス製品、各種記念品、清掃用具、防災用 品、非常食、花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、 器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上 記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名 刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機 管理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集 計、テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷 物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレ ッター）、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

別紙2

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

推 進 本 部

本部長： 人事・会計担当部門理事

副本部長： 調達部長

本部長： 調達管理グループ長

契約グループ長

外部委託管理グループ長

各調達担当部署

平成 27 年度における株式会社日本政策金融公庫の
障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成 27 年度における株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙 1」の物品等の種別ごとに、前年度の実績を上回ることを目標とする。

また、必要に応じ好事例等を日本公庫内全てに周知徹底するとともに、過去の物品等の調達実績も考慮し調達の推進に努める。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

日本公庫においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

(1) 調達方針の適用範囲

調達方針は、日本公庫の全ての本支店に適用する。

なお、調達を担当する部署（以下、「調達担当部署」という。）は「別紙 1」の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

(2) 調達における留意事項

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、契約規則第 27 条第 1 項第 6 号のハを適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 1 項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮す

る等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、本店に推進本部を設置する。
推進体制は「別紙2」のとおりとする。

なお、推進本部においては、1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部署に対し改善策を指示する。

(4) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

イ 各調達担当部署は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を管財部管財課に報告する。

ロ 管財部管財課は、前イによる各調達担当部署からの報告をとりまとめ、法第7条の規定に基づき、その概要を速やかに日本公庫ホームページに公表するとともに、主務大臣を通じて厚生労働大臣に通知する。

【物品等の品目分類例】

種別	品 目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、 コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工 品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・ 人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、 花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、 器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記 以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、 封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管 理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、 テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物 折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッタ ー）、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設。(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。)
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

推 進 本 部

本部長 : 管財部長
副本部長 : 各事業本部等管財部門部室長
本部員 : 管財部管財課長、管財部契約課長、管財部営繕課長、管財部施設管理課長
(事務局: 管財部管財課)

各調達担当部署

表1-(1)-①

障害者就労施設等からの物品等調達の実績

(単位：件、円)

年度 調査対象機関等名	平成25年度		平成26年度		平成27年度		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
(国の地方支分部局)								
群馬県情報通信部	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬行政評価事務所	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋地方法務局	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋財務事務所	0	0	2	830,059	3	104,602	5	934,661
群馬労働局	5	916,813	9	1,407,466	9	1,418,285	23	3,742,564
関東森林管理局	0	0	0	0	0	0	0	0
利根川ダム統合管理事務所	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5	916,813	11	2,237,525	12	1,522,887	28	4,677,225
(独立行政法人)								
赤城青少年交流の家	2	48,078	0	0	0	0	2	48,078
群馬工業高等専門学校	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬中央病院	—	—	10	1,232,991	10	1,545,761	20	2,778,752
群馬用水管理所	1	1,995	2	4,120	3	10,300	6	16,415
計	3	50,073	12	1,237,111	13	1,556,061	28	2,843,245
(特殊法人)								
前橋年金事務所	0	0	0	0	0	0	0	0
日本公庫前橋支店	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	8	966,886	23	3,474,636	25	3,078,948	56	7,520,470

(注) 1 当事務所の調査結果による。

2 平成27年度は平成27年11月30日現在である。

3 前橋財務事務所は、平成25年度に合同庁舎管理庁として調達した物品が2件(102,060円)あるが、組織単独の調達ではないため、これを除いた。

表1-(1)-②

3か年度とも調達実績がない理由

区分	調査対象機関等名	理 由
行政 機関	群馬県情報通信部	・事務用品については、まとめて調達できそうな障害者就労施設等が見つからず、役務については、専門性の高い調達が多く、障害者就労施設等では対応できないと考えたため。
	群馬行政評価事務所	・当事務所が調達する物品等で障害者就労施設等が受注可能なものがないと考えていたため。
	前橋地方法務局	・障害者就労施設等が具体的にどのような物品等を取り扱っているのか、各施設等のホームページを確認してもよく分からなかったため。また、事務用品については、多品目をまとめて調達できる障害者就労施設等が見当たらなかったため。
	関東森林管理局	・調達の可能性については検討をしているところであり、当局が調達する物品の品目と、障害者施設が提供可能な品目にミスマッチがあるため、実績がなかった。
	利根川ダム統合管理事務所	・障害者優先調達に該当する物品等は、パンなど施設が自ら生産した物品に限られ、一般的な事務用品や、民間業者レベルの役務の提供を障害者就労施設等が提供できるとは考えていなかったため、事務所で調達する物品等で、施設等から調達可能なものはないと考えていたため。
独立 行政 法人	群馬工業高等専門学校	・専門的な物品については、提供できる障害者就労施設等がなく、一般的な事務用品については、民間企業との価格競争に勝てないと考えたため。また、障害者就労施設等が具体的にどのような物品等を取り扱っているのか分からず、個別に照会するほどの時間的な余裕もなかったため。
特殊 法人	前橋年金事務所	・物品・役務の大部分は、機構本部又はブロック本部で一括調達しており、事務用品等は機構本部が契約するオーダリングシステムで調達しているため、事務所が独自に行う調達は、緊急修繕、会場借料及び参考図書等の5万円未満かつ緊急性の高いものに限定されるため。
	日本公庫前橋支店	・物品・役務の大多数は、支店で使用するものも含め本店で一括調達しており、支店で独自に物品・役務を調達する機会は極めて少ないため。 なお、本店の調達の中には、障害者就労施設等からの調達も含まれ、組織全体の障害者就労施設等からの平成26年度調達実績は、件数42件、金額6,769千円であった。

(注) 1 当事務所の調査結果による。

2 平成25年度から27年度(平成27年11月30日現在まで)に障害者就労施設等からの物品等の調達実績のない機関等について理由を聴取したものである。

表1-(1)-③ 品目別の件数及び金額の実績 (単位：件、円)

種 類	件数	金額		
		割合	金額	割合
物品	34	60.7%	5,916,324	78.7%
事務用品・書籍	12	21.4%	2,417,832	32.2%
食料品・飲料	15	26.8%	2,669,298	35.5%
小物雑貨	1	1.8%	812,779	10.8%
その他の物品	6	10.7%	16,415	0.2%
役務	22	39.3%	1,604,146	21.3%
印刷	11	19.6%	1,205,614	16.0%
クリーニング	0	0.0%	0	0.0%
清掃・施設管理	8	14.3%	223,572	3.0%
情報処理・テープ起こし	1	1.8%	172,800	2.3%
飲食店等の運営	0	0.0%	0	0.0%
その他の役務	2	3.6%	2,160	0.0%
合 計	56	100.0%	7,520,470	100.0%

(注) 1 当事務所の調査結果による。

2 平成25年度から27年度（平成27年11月30日現在まで）の実績を合計したものである。

表1-(1)-④ 平成25年度行政機関等別調達実績

(単位：円)

区分 調査対象機関等名	物品										役務										合計					
	①事務用品・書籍		②食料品・飲料		③小物雑貨		④その他の物品		物品計		①印刷		②クリーニング		③清掃・施設管理		④情報処理・テープ起こし		⑤飲食店等の運営				⑥その他の役務		役務計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
(国の地方支分部局)																										
群馬県情報通信部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬行政評価事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋地方方法務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋財務事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬労働局	1	619,248	0	0	0	0	0	0	1	619,248	3	282,377	0	0	1	15,188	0	0	0	0	0	0	4	297,565	5	916,813
関東森林管理局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利根川ダム統合管理事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋防衛事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(独立行政法人)																										
赤城青少年交流の家	0	0	2	48,078	0	0	0	0	2	48,078	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	48,078	0
群馬工業高等専門学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬中央病院	-		-		-		-		-	0	-		-		-		-		-		-		-	0	-	0
群馬用水管理所	0	0	0	0	0	0	1	1,995	1	1,995	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,995	0
(特殊法人)																										
前橋年金事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本公庫前橋支店	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	619,248	2	48,078	0	0	1	1,995	4	669,321	3	282,377	0	0	1	15,188	0	0	0	0	0	4	297,565	8	966,886	0

(注) 当事務所の調査結果による。

表1-(1)-⑤ 平成26年度行政機関等別調達実績

(単位：円)

区分 調査対象機関等名	物品										役務												合計				
	①事務用品・書籍		②食料品・飲料		③小物雑貨		④その他の物品		物品計		①印刷		②クリーニング		③清掃・施設管理		④情報処理・テープ起こし		⑤飲食店等の運営		⑥その他の役務				役務計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
(国の地方支分部局)																											
群馬県情報通信部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
群馬行政評価事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前橋地方法務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前橋財務事務所	1	17,280	0	0	1	812,779	0	0	2	830,059	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	830,059	
群馬労働局	3	678,374	0	0	0	0	0	0	3	678,374	3	503,280	0	0	2	53,012	1	172,800	0	0	0	0	0	6	729,092	9	1,407,466
関東森林管理局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
利根川ダム統合管理事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前橋防衛事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(独立行政法人)																											
赤城青少年交流の家	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
群馬工業高等専門学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
群馬中央病院	0	0	5	1,156,669	0	0	0	0	5	1,156,669	0	0	0	0	3	74,162	0	0	0	0	2	2,160	5	76,322	10	1,232,991	
群馬用水管理所	0	0	0	0	0	0	2	4,120	2	4,120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4,120	
(特殊法人)																											
前橋年金事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日本公庫前橋支店	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	4	695,654	5	1,156,669	1	812,779	2	4,120	12	2,669,222	3	503,280	0	0	5	127,174	1	172,800	0	0	2	2,160	11	805,414	23	3,474,636	

(注) 当事務所の調査結果による。

表1-1-⑥ 平成27年度行政機関等別調達実績

(単位:円)

区分 調査対象機関等名	物品										役務										合計					
	①事務用品・書籍		②食料品・飲料		③小物雑貨		④その他の物品		物品計		①印刷		②クリーニング		③清掃・施設管理		④情報処理・テープ起こし		⑤飲食店等の運営				⑥その他の役務		役務計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
(国の地方支分部局)																										
群馬県情報通信部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬行政評価事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋地方務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋財務事務所	2	97,740	0	0	0	0	0	0	2	97,740	1	6,862	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6,862	3	104,602
群馬労働局	5	1,005,190	0	0	0	0	0	0	5	1,005,190	4	413,095	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	413,095	9	1,418,285
関東森林管理局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利根川ダム統合管理事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋防衛事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(独立行政法人)																										
赤城青少年交流の家	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬工業高等専門学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬中央病院	0	0	8	1,464,551	0	0	0	0	8	1,464,551	0	0	0	0	2	81,210	0	0	0	0	0	0	2	81,210	10	1,545,761
群馬用水管理所	0	0	0	0	0	0	3	10,300	3	10,300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	10,300
(特殊法人)																										
前橋年金事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本公庫前橋支店	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	7	1,102,930	8	1,464,551	0	0	3	10,300	18	2,577,781	5	419,957	0	0	2	81,210	0	0	0	0	0	0	7	501,167	25	3,078,948

(注) 1 当事務所の調査結果による。
2 平成27年11月30日現在の数値である。

表1-(1)-⑦

調達方針における調達目標に係る規定①

区分	調査対象機関等名	根拠	内容
行政 機関	群馬県情報通信部	警察庁調達方針1	前年度の実績を上回ることを目標とする
	群馬行政評価事務所	総務省調達方針1	物品及び役務の種別毎に前年度実績(規模が大きく、かつ周期的に実施される調査や選挙に係る用品等は除く。)を上回ることを目標とする
	前橋地方法務局	法務省調達方針1	物品及び役務の種別ごとに、前年度の実績を上回ることを目標とする
	前橋財務事務所	財務省調達方針1	物品等の種別ごとに、前年度の実績を上回ることを目標とする
	群馬労働局	厚生労働省調達方針1	物品及び役務の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする
	関東森林管理局	農林水産省調達方針1	物品及び役務の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする
	利根川ダム統合管理事務所	国土交通省調達方針1	物品等の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする
独立 行政 法人	赤城青少年交流の家	国立青少年教育振興機構調達方針1	物品及び役務の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標として推進する
法人	群馬工業高等専門学校	国立高等専門学校機構調達方針1	物品等の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする
	群馬中央病院	地域医療機能推進機構調達方針1	前年度実績を上回ることを目標とする
	群馬用水管理所	水資源機構調達方針1	前年度の実績を上回ることを目標とする
特殊 法人	前橋年金事務所	日本年金機構調達方針1	物品及び役務の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする
	日本公庫前橋支店	株式会社日本政策金融公庫調達方針1	物品等の種別ごとに、前年度の実績を上回ることを目標とする

(注) 各省庁等の調達方針(表⑥～⑱)に基づいて当事務所が作成した。

表1-(1)-⑧

調達方針における調達目標に係る規定②

区分	調査対象機関名	種別毎に前年度の実績を上回っているもの	前年度の実績を上回っているもの
行政機関	群馬県情報通信部		○
	群馬行政評価事務所	○	
	前橋地方法務局	○	
	前橋財務事務所	○	
	群馬労働局	○	
	関東森林管理局	○	
	利根川ダム統合管理事務所	○	
独立行政法人	赤城青少年交流の家	○	
	群馬工業高等専門学校	○	
	群馬中央病院		○
	群馬用水管理所		○
特殊法人	前橋年金事務所	○	
	日本公庫前橋支店	○	
計		10	3

- (注) 1 当事務所の調査結果による。
 2 表1-(1)-⑦を整理したものである。

表1-(1)-⑨

調達目標の考え方

区分	調査対象機関等名	件数として いるもの	金額として いるもの	件数と金額、 両方としてい るもの	件数・金額の いずれかとし ているもの	その他
行政機 関	群馬県情報通信部				○	
	群馬行政評価事務所			○		
	前橋地方法務局					○ (一律には決定 できない)
	前橋財務事務所		○			
	群馬労働局			○		
	関東森林管理局		○			
	利根川ダム統合管理事務所			○		
独立行政 法人	赤城青少年交流の家				○	
	群馬工業高等専門学校		○			
	群馬用水管理所					○ (数量及び金 額)
特殊 法人	前橋年金事務所	○				
	日本公庫前橋支店			○		
計		1	3	4	2	2

(注) 1 当事務所の調査結果による。

2 前橋地方法務局は、「方針作成時の考え方は承知していないところ、件数・金額ともに増加している場合には「前年度を上回る」ことは明らかであるが、契約の内容により、件数は増加しているが金額は減少している場合や件数は減少しているが金額は増加している場合もあり、一律には決定できない。」としている。

3 群馬中央病院は、平成26年4月1日に独立行政法人に移行したことから、平成25年度は障害者優先調達推進法の適用外であるため除外した。

表1-②-①

調達方針における情報収集に係る規定

区分	調査対象機関等名	根拠	内容
行政 機関	群馬県情報通信部	警察庁調達方針2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 地方支分部局等(注)において使用される物品等については、地方支分部局等における障害者就労施設等からの調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該地方支分部局等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。
	群馬行政評価事務所	総務省調達方針2(4)	
	前橋地方法務局	法務省調達方針2(4)	
	前橋財務事務所	財務省調達方針2(4)	
	群馬労働局	厚生労働省調達方針2(4)	
	関東森林管理局	農林水産省調達方針2(4)	
	利根川ダム統合管理事務所	国土交通省調達方針2(4)	
独法	群馬用水管理所	水資源機構調達方針2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 上記と同様の表記(ただし、「地方支分部局等」は「調達担当事務所」と表記)
特法	前橋年金事務所	日本年金機構調達方針2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関と同様の表記(ただし、「地方支分部局等」は「ブロック本部等」(ブロック本部、事務センター及び年金事務所)と表記)

- (注) 1 各省庁等の調達方針から当事務所が作成した。
 2 傍線は当事務所が付したものである。
 3 表中、「独法」は独立行政法人、「特法」は特殊法人を示す(以下の表、同様)。
 4 「地方支分部局等」は、群馬県情報通信部は「附属機関等」、前橋財務事務所及び利根川ダム統合管理事務所は「地方支分部局」と表記されている。

表1-(2)-②

行政機関等における情報収集の状況

区分	調査対象機関等名	情報収集の有無			情報収集の方法	
		平 25	26	27		
情報 収集 規定 有	行政 機 関	群馬県情報通信部	×	○	○	・ 厚労省ホームページから地域周辺の障害者就 労施設等を検索
		群馬行政評価事務所	×	×	×	—
		前橋地方法務局	○	○	○	・ 厚労省ホームページから地域周辺の障害者就 労施設等を検索
		前橋財務事務所	○	○	○	・ 厚労省ホームページから地域周辺の障害者就 労施設等を検索 ・ 障害者就労施設等への照会
		群馬労働局	○	○	○	・ 厚労省ホームページから地域周辺の障害者就 労施設等を検索 ・ 障害者就労施設等への照会
		関東森林管理局	○	○	○	・ 厚労省ホームページから地域周辺の障害者就 労施設等を検索
		利根川ダム統合管理 事務所	×	×	×	—
	独 法	群馬用水管理所	○	○	○	・ 厚労省ホームページから地域周辺の障害者就 労施設等を検索 ・ 障害者就労施設等への照会
	特 法	前橋年金事務所	×	×	×	—
情報 収集 規定 無	独 法	赤城青少年交流の家	○	○	○	・ 厚労省ホームページから地域周辺の障害者就 労施設等を検索
		群馬工業高等専門学 校	○	○	○	・ 厚労省ホームページから地域周辺の障害者就 労施設等を検索
		群馬中央病院	—	○	○	・ 厚労省ホームページから地域周辺の障害者就 労施設等を検索
	特 法	日本公庫前橋支店	○	○	○	・ 厚労省ホームページから地域周辺の障害者就 労施設等を検索 ・ 障害者就労施設等への照会

(注) 1 当事務所の調査結果による。

2 平成27年度は平成27年11月30日現在までの状況である。

3 「○」は行っている、「×」は行っていないこと、「—」は該当しないことを示す（以下の表、同様）。

4 群馬中央病院は平成26年度から独立行政法人化しているため、26年度及び27年度の状況である。

表1-(2)-③

情報収集を行っていない理由

区分	調査対象機関等名	情報収集規程の有無	理由
行政機関	群馬行政評価事務所	有	・ 当事務所が調達する物品等で、障害者就労施設等から調達可能な物品等はないと考えていたため
	利根川ダム統合管理事務所	有	・ 障害者優先調達に該当する物品等は、パンなど施設が自ら生産した物品等に限られ、事務用品や民間レベルの役務の提供が可能と思っていなかったため、事務所で調達する物品等で、施設等から調達可能な物はないと考えていたため
特法	前橋年金事務所	有	・ 事務所における調達は、緊急・突発的に発生するものであり、調達の予定が立てられないため

(注) 1 当事務所の調査結果による。

2 平成25年度から27年度(平成27年11月30日現在まで)に情報収集を行っていない行政機関等について理由を聴取したものである。

表1-(2)-④

共同受注窓口の利用状況

区分	調査対象機関等名	利用状況	共同受注窓口に係る認識等
行政機関	群馬県情報通信部	×	<ul style="list-style-type: none"> 共同受注窓口の存在を承知していなかったが、今後、利用してみたい。共同受注窓口を通すことにより障害者就労施設等から見積書を徴取できるようであれば、事務負担の軽減にもなる。 なお、県情報通信部では、平成27年12月以降に物品調達のため県共同受注窓口を利用している。
	群馬行政評価事務所	×	<ul style="list-style-type: none"> 共同受注窓口の存在を承知していなかった
	前橋地方法務局	×	<ul style="list-style-type: none"> 共同受注窓口の存在を承知していなかった
	前橋財務事務所	×	<ul style="list-style-type: none"> 共同受注窓口の存在は承知しているが、必要とする物品を扱っている施設が少ないのではないかと考えた
	群馬労働局	×	<ul style="list-style-type: none"> 共同受注窓口の存在は承知している
	関東森林管理局	×	<ul style="list-style-type: none"> 共同受注窓口がどういうものを承知していなかった。また存在も承知していなかった
	利根川ダム統合管理事務所	×	<ul style="list-style-type: none"> 共同受注窓口の存在を承知していなかった
独法	赤城青少年交流の家	×	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の啓発パンフ（注3）をみると、群馬県の共同受注窓口についての掲載がなく、県内には当該窓口がないものととらえていた
	群馬工業高等専門学校	×	<ul style="list-style-type: none"> 共同受注窓口の存在は承知していたが、照会まではしていない。
	群馬中央病院	×	<ul style="list-style-type: none"> 共同受注窓口の存在を承知していなかったが、障害者就労施設等からの調達可能な物が今後生じたら、活用はしてみたい。
	群馬用水管理所	×	<ul style="list-style-type: none"> 共同受注窓口の存在を承知していなかったが、どのような物品等について受注できるのかを含め障害者就労施設等と調整をしてくれるのであれば、今後、利用していきたい。
特法	前橋年金事務所	×	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の啓発パンフ（注3）をみると、群馬県の共同受注窓口についての掲載がなく、県内には当該窓口がないものととらえていた
	日本公庫前橋支店	×	<ul style="list-style-type: none"> 共同受注窓口の存在を承知していなかった。 支店で独自に物品・役務を調達する機会は極めて少ないが、今後、支店で物品・役務を調達する場合は、県共同受注窓口を積極的に活用することで情報収集をさらに強化し、障害者就労施設等からの調達の推進に努めたい。

(注) 1 当事務所の調査結果による。

- 2 平成25年度から27年度（平成27年11月30日現在まで）における共同受注窓口の利用状況等を調査したものである。
- 3 「厚生労働省の啓発パンフ」とは、厚生労働省が平成25年4月の障害者優先調達推進法の施行に際し作成しホームページ等で公表している資料のことであり、この中で、「発注先となる障害者就労施設等の一覧」に各都道府県の共同受注窓口が24年11月28日現在で一覧として紹介されているが、群馬県の共同受注窓口は26年10月に開設されているため、当該一覧には掲載されていない。

表 1 - (2) - ⑤ 調達実績がない 8 機関等における 3 か年度とも見積書を徴取していない理由

調査対象機関等名	見積書を徴取していない理由
群馬県情報通信部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集を始め障害者就労施設等との接触がなかったため ・ 障害者就労施設等から調達する物品等がなかったため ・ 平成 27 年度については、現在、発注中の物品（非常食のアルファ米）の調達について、調査基準日（平成 27 年 11 月 30 日まで）以降、見積書を徴取
群馬行政評価事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集を始め障害者就労施設等との接触がなかったため ・ 障害者就労施設等から調達する物品等がなかったため
前橋地方法務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集を始め障害者就労施設等との接触がなかったため ・ 障害者就労施設等には一括調達に見合う物品等の種類が少ないと考えていたため
関東森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集を始め障害者就労施設等との接触がなかったため ・ 障害者就労施設等から調達する物品等がなかったため
利根川ダム統合管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集を始め障害者就労施設等との接触がなかったため ・ 障害者就労施設等から調達する物品等がなかったため
群馬工業高等専門学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集を始め障害者就労施設等との接触がなかったため ・ 障害者就労施設等から調達する物品等がなかったため
前橋年金事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集を始め障害者就労施設等との接触がなかったため ・ 年金事務所での調達自体が少なく、また、あっても緊急性、突発性のある物が多いことで、障害者就労施設等から調達する物品等がなかったため ・ なお、年金事務所では契約できるのは 5 万円未満とされており、日本年金機構の会計規程上、5 万円を超えない契約又は図書、定期刊行物、会場借料その他その性質上見積書の作成を要しないと認める契約については、見積書の徴取を省略することができるかとされている。
日本公庫前橋支店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度及び 26 年度については、施設等との接触がなく、また施設等から調達する物品等がなかったため ・ 平成 27 年度については、現在、発注中（平成 28 年 2 月納品予定）の小物類の調達について、調査基準日（27 年 11 月 30 日まで）以降、見積書を徴取している。 ・ なお、日本政策金融公庫の契約規則においては、調達業務の効率化の観点から、10 万円以下の契約について、パンフレット、ホームページ又は口頭照会により価格の適切性が確認できる場合は、見積書の徴取を省略可能としている。

(注) 当事務所の調査結果による。

2 地方公共団体の障害者就労施設等からの物品等の調達の現状等

調査結果	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>障害者優先調達推進法第4条第1項では、地方公共団体は、その区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならないとされている。</p> <p>また、障害者優先調達推進法第9条第1項では、都道府県及び市町村は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県及び市町村の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならないとされており、同条第2項において、方針は、都道府県及び市町村の区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、当該年度に調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等及びその調達の目標について定めることとされている。</p> <p>さらに、障害者優先調達推進法第9条第3項において、方針を作成したときは、遅滞なく、公表すること、同条第4項において、方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこと、同条第5項において、毎会計年度終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表することとされている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、群馬県及び前橋市における障害者就労施設等からの物品等の調達の状況等について調査した結果は、次のとおりである。</p> <p>(1) 物品等の調達の現状</p> <p>ア 群馬県</p> <p>(ア) 物品等の調達の推進に係る取組</p> <p>群馬県では、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、次のような取組を行っている。</p> <p>a 調達方針の作成</p> <p>群馬県は、平成25年9月に厚生労働省の調達方針を踏まえ、平成25年度の「群馬県における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」（以下「県調達方針」という。）を作成・公表しており、その後、26年6月及び27年6月に各年度の県調達方針を作成・公表している。</p> <p>平成27年度の県調達方針の内容をみると、①適用範囲は県の全て</p>	<p>表2-(1)-①</p>

<p>の機関とすること、②物品等の調達に関する具体的事項として、i) 調達目標額 (5,500 万円) の設定、ii) 県庁内の推進体制の整備、iii) 随意契約の活用等 (随意契約の活用、群馬県障害者施設等共同受注窓口の活用等)、iv) 障害者就労施設等の連携等が示されている。</p> <p>b 群馬県障害者優先調達推進会議の設置・運営</p> <p>群馬県は、障害者優先調達推進法が平成 25 年 4 月 1 日に施行されたことを受け、平成 25 年度の県調達方針を作成するとともに、障害者就労施設からの物品調達の推進を図る体制を確立し、全庁的な取組を進めるため、25 年 12 月から、庁内 17 部局の主管課で構成する「群馬県障害者優先調達推進会議」(設置当初は群馬県障害者優先調達推進部会。その後名称変更。以下、「県推進会議」という。)を設置・運営している。</p> <p>県推進会議は、平成 26 年度以降各年度で 3 回開催されており、各年度の調達方針の検討・作成、各部局での発注実績等取組状況の確認等を行い情報の共有を図っている。</p> <p>なお、県推進会議の管理統括は、群馬県健康福祉部障害政策課支援調整係 (以下「県障害政策課」という。)が行っている。</p> <p>c 調達に係る実績額調査と調達目標額の設定</p> <p>県障害政策課では、平成 25 年度から庁内の 17 部局に対し、定期的にとどのような物品等をどこの障害者就労施設等からどれくらい調達したかについての実績調査を行っている。</p> <p>この調査は、各部局の調達状況を県障害政策課に報告させる方法で行われており、また、優先調達の意識を全庁に浸透させるため、平成 25 年度は前年度分実績について 1 回行った以降は、26 年度と 27 年度は各 3 回 (前年度と当該年度の上半期まで、第 3 四半期までの分の実績) と回数を増やして行っている。</p> <p>一方、平成 26 年度からは、各部局に対し、当該年度の調達目標額を自主的に設定させその目標に沿って調達を進める方法を採用することにより、さらに優先調達の意識を浸透させるように取り組んでいる。</p> <p>なお、平成 26 年度以降の県調達方針については、具体的な調達目標額 (26 年度 4,000 万円、27 年度 5,500 万円) を明示している。</p> <p>d 随意契約の活用</p> <p>県調達方針では、物品等の調達の推進に関する具体的事項の中で、「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用して随意契約</p>	<p>表 2 - (1) - ②</p>
---	----------------------

<p>を活用する」ことが明示されている。</p> <p>県障害政策課では、障害者就労施設等からの物品等の調達における随意契約の活用について、県推進会議等を通じて、各部局に次のとおり周知している。</p> <p>① 予定価格が 10 万円未満の場合の随意契約については、i) 1 者からの見積書を徴取することができることとされていること、ii) 予定価格が 3 万円未満の契約をするときは見積書を徴さないことができることとされていることから、これにより随意契約を行う場合は、障害者就労施設等を優先して選定するよう努めること</p> <p>② 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 1 号に係る随意契約については、見積書を徴取する場合、障害者就労施設等を 1 者以上選定することに配慮すること</p> <p>③ 地方自治法施行令第 167 条に定める予定価格を超える契約についても、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 3 号（「障害者施設等からの買入れ等」）を積極的に活用するよう努め、活用にあたって見積書を徴取する場合は、複数の障害者就労施設等を選定することに留意すること</p> <p>(注) 1 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 1 号に係る随意契約とは、いわゆる少額随契、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 3 号に係る随意契約とは、いわゆる優先調達条項のことである。</p> <p>2 上記の事務手続きは、群馬県財務規則に基づくものである。</p> <p>e 共同受注窓口の活用</p> <p>群馬県では、平成 26 年 10 月に「群馬県障害者施設等共同受注窓口」が設置され、一般社団法人群馬県社会就労センター協議会が運営している。</p> <p>これを受け、平成 27 年度の県調達方針で障害者就労施設等の選定にあたっては当該受注窓口の活用により調達の推進に努めることを明示している。</p> <p>また、県障害政策課でも、各部局が障害者就労施設等への発注がしやすくなるよう、当該受注窓口の利用促進のため、県推進会議等を通じて、各部局に共同受注窓口の受注実績や活用例について周知している。</p> <p>(イ) 障害者就労施設等からの物品等の調達実績</p> <p>群馬県における障害者就労施設等からの物品等の調達実績は、平成 24 年度は 2,937 万 6,542 円、25 年度は 3,817 万 7,531 円、26 年度は 5,257 万 1,822 円となっている。</p> <p>また、平成 25 年度及び 26 年度における調達目標をみると、25 年度</p>	<p>表 2 - (1) - ③</p> <p>表 2 - (1) - ④</p>
---	---

については、「平成 24 年度の調達実績額を上回ること」、26 年度については、「4,000 万円」となっており、いずれの年度も調達目標を達成している。

なお、平成 26 年度に群馬県が障害者就労施設等から調達している物品をみると、最も金額が多いのは小物雑貨の 790 万 188 円（95 件）、次いでその他の物品の 342 万 1,713 円（206 件）、食料品・飲料の 138 万 7,170 円（63 件）等となっている。

また、役務のうち最も金額が多いのは、その他のサービス・役務の 2,412 万 9,404 円（596 件）、次いで清掃・施設管理の 795 万 8,873 円（15 件）、次いで印刷の 652 万 9,078 円（643 件）等となっている。

なお、県障害政策課は、障害者就労施設等からの物品等の調達実績について、平成 26 年度以降、毎年 6 月に群馬県のホームページに掲載している。

イ 前橋市

(ア) 物品等の調達の推進に係る取組

前橋市では、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、次のような取組を行っている。

a 調達方針の作成

前橋市は、平成 25 年 10 月に厚生労働省及び群馬県の調達方針を踏まえ、平成 25 年度の「前橋市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」（以下「市調達方針」という。）を作成・公表しており、その後、26 年度及び 27 年度に市調達方針を作成・公表している。

平成 27 年度の市調達方針の内容をみると、①適用範囲は市長部局、水道局、議会事務局、各行政委員会事務局、教育委員会（市立小・中・高等・養護学校及び市立幼稚園を含む）及び消防局とすること、②調達目標額（1,900 万円）の設定、③物品等の調達の推進に関する具体的事項として、i) 発注可能な物品等に関する情報提供、ii) 役務に関する共同受注窓口、iii) 随意契約の活用、④物品等の調達目標を達成するための方策として前橋市障害者優先調達推進会議の設置等が示されている。

b 推進会議の設置

前橋市は、市調達方針に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、平成 25 年 10 月に、福祉部長、障害福祉課長及び関連 8 課長を委員とする「前橋市障害者優先調達推進会議」（以下、「市推進会議」という。）を設置している。

表 2 - (1) - ⑤

<p>市推進会議は、毎年1回開催されており、各年度の調達方針の検討・作成、調達実績の取りまとめ等を行っている。</p> <p>なお、市推進会議の事務局は、前橋市福祉部障害福祉課（以下「市障害福祉課」という。）が行っている。</p> <p>c 調達目標額の設定</p> <p>市障害福祉課は、平成25年度の調達目標額については、前橋市の共同受注窓口である「前橋市福祉ショップみんなの店」（以下「市共同受注窓口」という。）（注）の24年度受注実績額を参考に500万円に設定し、26年度及び27年度の調達目標額については、それぞれ前年度の調達実績額を参考に、26年度は1,700万円、27年度は1,900万円に設定している。</p> <p>（注）「前橋市福祉ショップみんなの店」は、平成20年5月に、障害者就労施設製品の共同販売所を運営するために発足した組織であり、22年頃から共同受注窓口業務も行っている。平成27年10月に「一般社団法人みんなの店運営委員会」として法人化し、同年10月1日時点で、正会員25施設及び賛助会員11施設が加盟している。</p> <p>d 随意契約の活用</p> <p>市調達方針では、調達の推進に関する具体的事項の中で、「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用して随意契約を活用する」ことが明示されている。</p> <p>また、前橋市契約規則第17条第1項（随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、特別の理由があるものは、1人でもよいものとする。）のただし書を障害者就労施設等からの調達に適用することで、優先的な調達を可能としている。</p> <p>さらに、「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約できる場合における障害者就労施設等に準ずるものの認定基準について」（平成25年10月28日伺定め）を策定し、市共同受注窓口を認定することにより、市共同受注窓口が障害者就労施設等と同様に優先的な調達の契約の相手方となることができるようにしている。</p> <p>e 共同受注窓口の活用</p> <p>市調達方針では、役務に関する発注については、市共同受注窓口を利用することが明示されている。</p> <p>また、障害者就労施設等への発注について、単独の事業所で受注</p>	<p>表2-(1)-⑥</p>
--	-----------------

<p>できない場合は、発注担当課、障害福祉課及び市共同受注窓口の3者で契約の可否を協議する対応を採っている。</p> <p>(イ) 障害者就労施設等からの物品等の調達実績</p> <p>前橋市における障害者就労施設等からの物品等の調達実績は、平成25年度は1,374万3,997円(13件)、26年度は2,069万4,773円(25件)であり、全額が随意契約による調達となっている。</p> <p>また、平成25年度及び26年度における調達目標をみると、25年度については、「500万円」、26年度については、「1,700万円」となっており、いずれの年度も調達目標を達成している。</p> <p>なお、平成26年度に前橋市が障害者就労施設等から調達している物品をみると、最も金額が多いのは食料品・飲料の77万9,807円(4件)、次いでその他の物品の17万2,731円(1件)となっている。</p> <p>また、役務のうち最も金額が多いのは、清掃・施設管理の1,749万4,193円(14件)、次いで飲食店等の運営の112万9,192円(4件)、次いでその他のサービス・役務の111万8,850円(2件)となっており、市共同受注窓口を契約の相手方とするものが役務全体の39.1%(771万2,744円)を占めている。</p> <p>なお、市障害福祉課は、障害者就労施設等からの物品等の調達実績について、前橋市のホームページに掲載している。</p>	<p>表2-(1)-⑦</p>
<p>(2) 群馬県内における障害者就労施設等の現況</p> <p>ア 群馬県</p> <p>(ア) 障害者就労施設等数</p> <p>障害者優先調達法の対象となる障害者就労施設等には、①障害福祉サービス事業所等、②企業及び③在宅就業障害者等がある。</p> <p>このうち、①障害福祉サービス事業所等には、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援事業所、生活介護、障害者支援施設等があり、②企業には、特例子会社、重度障害者多数雇用事業所が、③在宅就業障害者等には、在宅就業障害者、在宅就業支援団体がある。</p> <p>また、基本方針では、共同受注窓口についても、障害者就労施設等からの物品等の調達に準じて取り扱うものとされている。</p> <p>群馬県における平成25年度及び26年度の障害者就労施設等数のうち、県障害政策課が把握している障害福祉サービス事業所等の施設数をみると、25年度は362施設、26年度は387施設と増加している。また、障害福祉サービス事業所等の内訳をみると、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び就労移行支援事業所で増加がみられる。</p>	<p>表2-(2)-①</p>

<p>(イ) 物品等を提供している施設の状況</p> <p>群馬県では、県障害政策課が、広く優先調達を推進する観点から、物品や役務を提供している障害者就労施設等であって県ホームページへの掲載を希望する施設を取りまとめ、紹介している。</p> <p>平成 27 年 10 月 14 日現在、県ホームページの一覧表に掲載されている障害者就労施設等は 141 施設となっている。</p> <p>物品等の種類別に提供施設数をみると、①物品については、i) 事務用品・書籍は 2 施設、ii) 食料品・飲料品は 76 施設、iii) 小物雑貨は 64 施設、iv) その他の物品（堆肥、トイレトペーパー、消臭剤）は 6 施設、②役務については、i) 印刷は 11 施設、ii) クリーニングは 2 施設、iii) 清掃・施設管理は 50 施設、iv) 情報処理・テープ起こしは 1 施設、v) 飲食店等の運営は 8 施設、vi) その他のサービス・役務（パソコン解体、シュレッダー、袋詰め、タイヤ交換、印刷物折り等）は 87 施設が提供している。</p>	<p>表 2 - (2) - ②</p>
<p>(ウ) 障害者数の推移</p> <p>群馬県における平成 22 年度末から 26 年度末の障害者（注）（身体障害者、知的障害者及び精神障害者）数の推移をみると、身体障害者数は 22 年度 67,428 人が 26 年度に 69,669 人に、知的障害者数は 22 年度 11,985 人が 26 年度に 13,453 人に、精神障害者数は 22 年度 6,825 人が 26 年度に 9,444 人に年々増加している。</p> <p>（注）県障害政策課で把握している障害者とは、次により把握している人数である。</p> <p>①身体障害者数：身体障害者手帳発行数 ②知的障害者数：療育手帳発行数 ③精神障害者数：精神障害者保健福祉手帳発行数</p>	<p>表 2 - (2) - ③</p>
<p>イ 前橋市</p> <p>(ア) 障害者就労施設等数</p> <p>前橋市の平成 27 年 4 月 1 日現在の障害福祉サービス事業所数は、就労継続支援 A 型 2 施設、就労継続支援 B 型 19 施設、就労移行支援事業所 12 施設、生活介護 19 施設、障害者支援施設 7 施設、地域活動支援センター 13 施設となっている。</p>	<p>表 2 - (2) - ④</p>
<p>(イ) 物品等を提供している施設の状況</p> <p>前橋市のホームページ上に公開されている平成 25 年度時点の事業者の受注可能品目一覧によると、物品や役務を提供している障害者就労施設等は 29 施設である。</p> <p>物品等の種類別に提供施設数をみると、①物品については、i) 事</p>	<p>表 2 - (2) - ⑤</p>

務用品・書籍は3施設、ii)食料品・飲料品は17施設、iii)小物雑貨は12施設、iv)その他の物品は4施設、②役務については、i)印刷は1施設、ii)クリーニングは1施設、iii)清掃・施設管理は17施設、iv)情報処理(データ入力・集計)は3施設、v)飲食店等の運営は4施設、vi)その他のサービス・役務(箱詰め・袋詰め、シール貼り、封入作業、箱折り等)は21施設が提供している。

(ウ) 障害者数の推移

前橋市における平成22年度末から26年度末の障害者(注)(身体障害者、知的障害者及び精神障害者)数の推移をみると、身体障害者数は22年度11,581人が26年度に11,857人に、知的障害者数は22年度1,911人が26年度に2,219人に、精神障害者数は22年度1,342人が26年度に1,847人に年々増加している。

(注)市障害福祉課で把握している障害者とは、次により把握している人数である。

- ①身体障害者数：身体障害者手帳発行数
- ②知的障害者数：療育手帳発行数
- ③精神障害者数：精神障害者保健福祉手帳発行数

(3) 共同受注窓口の活動状況

群馬県では、第2次群馬県工賃向上計画に基づく障害者施設等での障害者への平均工賃(給料)の向上を図ること、平成25年に障害者優先調達推進法が施行され公的な機関の大口発注が想定されたことなどを契機とし、26年10月1日に一般社団法人群馬県社会就労センター協議会に県共同受注窓口を設置している。

ア 業務内容

県共同受注窓口は、①障害者就労施設等で製作する製品等のあっせん・仲介、②複数の施設等で受注する大口受注の調整・契約、③ホームページでの製品等の紹介・販売を主な業務とすることで、発注者と障害者就労施設等の間に入り受発注の調整を行うことが可能となっている。

なお、県共同受注窓口を通じて受注を受ける障害者就労施設等は、一般社団法人群馬県社会就労センター協議会群馬県障害者施設等共同受注窓口運営規程に基づく登録を受ける必要があり、平成27年10月31日現在、この登録を受けている施設等は51施設となっている。

イ 物品等の提供内容

県共同受注窓口で取扱いが可能な主な物品等は、①製品の生産・加工・販売品として、野菜類、菓子、弁当・惣菜、飲料、木工製品、トイ

表2-(2)-⑥

図2-(3)-①

<p>レットペーパー等が、②サービスの提供として、普通印刷、名刺印刷、封筒・はがき印刷、資源回収・分別、クリーニング、清掃・除草作業、郵便物の封入れ、テープ起こし等となっている（図2-(3)-①の窓口広報用チラシから抜粋）。</p> <p>ウ 受注実績</p> <p>県共同受注窓口における平成26年度（平成26年10月以降）及び27年度（27年12月まで）の受注件数をみると、26年度は94万2,301円（52件）に対し、27年度は689万2,950円（299件）と増加している。</p> <p>一方、平成26年度及び27年度の実績について、発注者別の受注件数でみると、26年度が52件の実績に対し公的な機関（群馬県等）10件、民間42件、27年度が299件の実績に対し公的な機関が30件、民間が269件といずれも民間の占める割合が8割以上と多くなっている。</p> <p>また、公的な機関の内訳をみると、地方公共団体（群馬県及び県内の市町村）による発注がすべてであり、国の地方支分部局、独立行政法人及び特殊法人の実績はない。</p>	<p>表2-(3)-②</p> <p>表2-(3)-③</p>
--	---------------------------------

表2- (1)-① 平成27年度 群馬県における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

群馬県における障害者就労施設等からの物品等の調達方針（以下「本方針」という。）は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定、同法第5条第1項に基づき策定された国の基本方針及び県の実情を踏まえ定めるものとする。

2 適用範囲

本方針は、県の全ての機関に適用する。

3 障害者就労施設等

本方針に定める障害者就労施設等とは、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の事業所等とする。

- (1) 就労継続支援A型事業所
- (2) 就労継続支援B型事業所
- (3) 就労移行支援事業所
- (4) 生活介護を行う事業所
- (5) 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- (6) 基準該当就労継続支援B型事業所
- (7) 基準該当生活介護事業所
- (8) 地域活動支援センター
- (9) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (10) 物品等の調達を障害者就労施設等にあっせん・仲介する等の業務を行う共同受注窓口
- (11) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所
- (12) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 物品等の調達における基本的考え方

- (1) 本方針により県は率先して障害者就労施設等から物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図る。
- (2) 障害者就労施設等の実情を勘案し、各所属において計画的に発注が期待できる物品等については、積極的に障害者就労施設等から調達するよう十分配慮する。
- (3) 各所属が所在する地域の障害者就労施設等から調達を実施することや管内の市町村との連携に努め、地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の拡大を図る。

5 物品等の調達の推進に関する具体的事項

(1) 調達目標

平成27年度の目標額を次のとおり設定し、各部局等において「別紙1」を参考に物品等の調達

の推進に取り組む。

目標額 55,000千円

(2) 調達に関する県庁内の推進体制の整備

ア 健康福祉部（障害政策課）は、「県障害者優先調達推進会議」を設置し、本方針や調達の推進等の周知徹底を図るとともに、各部局等の取組状況の確認や評価、調達方針について検討する。会議の構成員は、「別紙2」のとおりとする。

イ 各部局等の主管課は適宜部局内推進会議等を開催し、各部局等全体の調達の推進及び目標達成に向けた連絡調整等を行う。

ウ 健康福祉部（障害政策課）は、県庁内の各部局等及び障害者就労施設等からの問い合わせに対応するとともに、障害者就労施設等で提供できる物品や役務等の情報の収集やホームページへの掲載等、庁内外へ情報発信を行う。

(3) 随意契約の活用等

ア 障害者就労施設等からの調達に当たっては、その仕様を明確にし、障害者就労施設等の特性に配慮した納期の設定を行うなどの配慮に努める。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号を適用して随意契約を活用する。その際に予定価格については、県財務規則第189条に基づき取引の実例価格等を考慮して適正に設定するものとする。

ウ 公契約について、競争参加資格を定めるに当たっては障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している事業所に配慮するなど、障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

エ 障害者就労施設等の選定に当たっては、「群馬県障害者施設等共同受注窓口」や「障害者施設等で提供できる物品及び役務の一覧」の活用等により、円滑な調達に努める。

(4) 障害者就労施設等との連携等

障害者就労施設等と連携して物品等の質の確保や品目の拡大など、調達の推進に向けた支援を行う。

(5) 市町村等との連携等

市町村等と適宜情報交換等を行い、障害者就労施設等からの調達を全県的に進める。

(6) その他

民間企業に向けて、障害者の働く場に対する発注促進税制及び障害者就労施設等の情報の周知を図り、障害者就労施設等からの調達推進の取り組みを広げる。

6 調達実績の公表等

各部局等の主管課は、年度終了後、各部局内の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を取りまとめ障害政策課に報告する。

健康福祉部（障害政策課）は、各部局等の主管課の報告を取りまとめ、速やかに県ホームページにより公表する。

別紙1

【物品・役務の品目分類】

	品目	具体例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	②食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物など
	③小物雑貨	ほぐし織り賞状、賞状用額、衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用品具、防災用品、非常食、花苗など
	④その他の物品	トイレトーパー、机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック、照明器具等上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライなど
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店など
	⑥その他のサービス・役務	切手類、収入印紙、仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別など

※ 発注の際には、「群馬県障害者施設等共同受注窓口」(<https://gunma-kyodo.jp/>) や県 HP 「障害者施設等で提供できる物品及び役務の一覧」(<http://www.pref.gunma.jp/02/d4210229.html>) 等を活用し、県内の障害者就労施設等からの調達に努めること。

別紙2

所 属	管理統括係	備 考
総務課	総務係	
企画課	総務予算係	
県民生活課	総務係	
健康福祉課	総務係	
環境政策課	総務予算係	

農政課	予算係	
産業政策課	総務予算係	
監理課	予算係	
会計局会計課	契約調達係	
企業局総務課	総務係	
病院局総務課	総務係	
議会事務局総務課	予算係	
人事委員会事務局	総務・審査係	
監査委員事務局	企画監査係	
労働委員会事務局	総務調整係	
教育委員会総務課	企画予算係	
警察本部会計課	調度係	
障害政策課	支援調整係	管理統括責任者

表 2 - (1) - ② 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2

(随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において 普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第 25 項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第 1 項に規定する 障害福祉サービス事業（同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 13 項に規定する就労移行支援又は同条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 10 条第 3 項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第 2 条第 1 項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 41 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第 4 項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

(注) 下線は当事務所が付したものである。

表2-(1)-③ 群馬県財務規則（平成3年 群馬県規則第18号）第188条～190条

第三節 随意契約

（随意契約によることができる場合の限度額）

第188条 政令第167条の2第1項第1号の普通地方公共団体の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- 一 工事又は製造の請負 250万円
- 二 財産の買入れ 160万円
- 三 物件の借入れ 80万円
- 四 財産の売払い 50万円
- 五 物件の貸付け 30万円
- 六 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

（随意契約の事前公表）

第188条の2 契約担当者は、政令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により随意契約をしようとするときは、次に掲げる事項について、その契約の予定日の前日から起算して十日前までに群馬県報への登載、新聞紙への掲載、掲示その他適切な方法により、これを公表しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を五日までに短縮することができる。

- 一 調達をする物品又は役務の名称及び数量
- 二 契約の相手方の決定方法
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 四 その他必要な事項

（随意契約の相手方等の事後公表）

第188条の3 契約担当者は、政令第百六十七条の二第一項第三号又は第四号の規定により随意契約の相手方を決定したときは、次に掲げる事項について、群馬県報への登載、新聞紙への掲載、掲示その他適切な方法により、これを公表しなければならない。

- 一 契約に係る物品又は役務の名称及び数量
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 三 契約の相手方を決定した日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
- 五 契約の金額
- 六 前条の規定による公表をした日
- 七 契約の相手方を決定した理由
- 八 その他必要な事項

（予定価格の作成）

第189条 契約担当者は、随意契約をする場合は、法令に基づいて取引価格又は料金が定められていることその他特別な理由により、特定の取引価格又は料金によらなければ契約することが不可能又は著しく困難であると認められるものを除くほか、第百六十九条第一項及び第二項の規定に準

じて予定価格を定めなければならない。この場合において、予定価格が三十万円未満の契約で、契約担当者が予定価格の積算を省略しても当該契約の適正な執行を確保する上で支障がないと認めるものは、これを省略することができる。

2 契約担当者は、随意契約をする場合は、歳入の原因となる契約で知事が別に定めるもの限り、事前に予定価格を公表することができる。

(見積合せ)

第190条 契約担当者は、随意契約をしようとするときは、次の各号のいずれかに該当するときを除くほか、第百八十四条の規定に準じ、なるべく三人以上の者から見積書を徴さなければならない。

一 予定価格が十万円（工事及び修繕にあつては、三十万円）未満の契約をするとき。

二 その性質又は目的により、契約の相手方が特定されているとき。

三 災害その他の緊急の必要により、他の者から見積書を徴するいとまがないとき。

2 契約担当者は、前項の規定により見積書を徴した者の中から、契約の相手方を選定しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書を徴さないで契約の相手方を選定することができる。

一 予定価格が三万円未満の契約をするとき。

二 価格を定めて払下げをするとき。

三 相手方が官公署であるとき。

四 価格が一定しており、見積書を徴する必要がないとき。

五 その他見積書を徴することが困難又は不相当と認められるとき。

(注) 下線は当事務所が付したものである。

表 2 - (1) - ④

群馬県における物品等の調達状況

(単位：件、円)

区分	年度等 品 目	実 績			
		平成 25		26	
		件数	実績額	件数	実績額
物品	事務用品・書籍	54	1,172,761	108	915,014
	食料品・飲料	37	295,804	63	1,387,170
	小物雑貨	100	5,383,945	95	7,900,188
	その他の物品	127	3,716,774	206	3,421,713
	小 計	318	10,569,284	472	13,624,085
役務	印刷	499	4,683,129	643	6,529,078
	クリーニング	2	5,550	0	0
	清掃・施設管理	12	7,735,915	15	7,958,873
	情報処理・テープ起 こし	1	40,047	4	330,382
	飲食店等の運営	0	0	0	0
	その他の役務	343	15,143,606	596	24,129,404
	小 計	857	27,608,247	1,258	38,947,737
合 計	1,175	38,177,531	1,730	52,571,822	

(注) 当事務所の調査結果による。

表2- (1)-⑤ 平成27年度 前橋市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」）を策定する。

1. 調達の推進の基本的な考え方

障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」）に対する需要の増進を図るため、法第9条の規定に基づき、毎年度、調達方針を策定・公表し、当該調達方針に基づき、物品等の調達を行うこととし、各年度の終了後、調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。

2. 適用範囲

(1) 対象部局

この方針の適用範囲は、市長部局、水道局、議会事務局、各行政委員会事務局、教育委員会（市立小・中・高等・養護学校及び市立幼稚園を含む）、消防局（以下「対象部局」）での物品等の調達に適用する。

(2) 対象期間

本方針の対象期間は平成27年度とする。

3. 調達物品等

(1) 調達の対象品目

重点的に調達を推進すべき物品等については、別表1のとおりとする。なお、「前橋市環境物品等の調達の推進に関する方針（グリーン購入調達方針）」に定めている「グリーン購入調達基準表」に掲げる品目については、グリーン購入を優先するよう努めるものとする。

(2) 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、別表2のうち物品等の調達が可能な施設等とする。

4. 調達目標

平成27年度に本市が達成すべき優先調達の目標については、以下のとおりとする。

調達目標金額 1,900万円

5. 調達の推進に関する具体的事項

(1) 発注可能な物品等に関する情報提供

障害福祉課は、障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、対象部局に対し情報提供を行い、対象部局は、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとする。

なお、平成27年度当初における提供可能な物品等及び提供施設等は、別に定める「受注可能品目等一覧表」のとおりであり、障害者就労施設等の物品の開発等に応じて適宜見直しを行うものとする。

(2) 役務に関する共同受注窓口

役務に関する発注については、障害者就労施設等で構成される「前橋市福祉ショップ みんなの店」（前橋市総合福祉会館内）を共同受注窓口とし、みんなの店では、生産能力や納期の関係上、単独の事業所では需要に応じることができない場合、効率的・効果的な発注方法について検討を行うものとする。

ただし、やむを得ない事情により、対象部局から障害者就労施設等へ直接発注することも可能とする。

(3) 契約方法 (随意契約)

調達にあたっては、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の2第1項第3号を適用し、随意契約によることができるものとする。

6. 調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成したときは、市ホームページにより、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により、速やかに公表する。
- (3) 調達実績の公表にあたっては、前橋市自立支援協議会において、実績の評価と課題の分析を行うとともに、次年度の調達方針に反映していくものとする。

7. 物品等の調達目標を達成するための方策

調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等に関する情報及び過去に調達した物品等に関する情報を取りまとめ、対象部局で情報共有を図り調達を推進するため、前橋市障害者優先調達推進会議を設置する。

8. 調達方針に関する担当窓口 (実績報告・公表)

この方針に関する担当窓口は、福祉部障害福祉課とする。

平成27年度障害者就労施設等からの物品等の調達目標

別表1：対象品目

	品目	具体例
物品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④ その他の商品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄 (シュレッダー)、資源回収・分別 など

別表 2 : 障害者就労施設等

* 障害者総合支援法=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

a	就労継続支援 A 型・ B 型	障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援	障害者総合支援法第 5 条第 13 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 25 項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
b	共同受注窓口（※）	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

※ 共同受注窓口「みんなの店」

(住 所) 前橋市日吉町二丁目 1 7 番地 1 0 総合福祉会館内

(名 称) みんなの店運営委員会

(代表者) 会長 中原 泉

(連絡先) TEL 027-289-6332

第3節 随意契約

（随意契約によることができる場合の限度額）

（随意契約によることができる場合の限度額）

第15条 令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合の限度額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額とする。

契約の種類	限度額
1 工事又は製造の請負	130万円
2 財産の買入れ	80万円
3 物件の借入れ	40万円
4 財産の売払い	30万円
5 物件の貸付け	30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

（随意契約の手続）

第15条の2 令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続は、次に定めるとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法、選定基準等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

（随意契約の予定価格の作成）

第16条 随意契約によるうとするときは、あらかじめ第6条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。ただし、予定価格を定めることが困難又は不相当と認められる場合は、この限りでない。

（随意契約の見積書の徴取）

第17条 随意契約によるうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、特別の理由があるものは、1人でもよいものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず見積書を徴さないことができる。

- (1) 価格を定めて払下げをするとき。
- (2) 相手方が官公署であるとき。
- (3) 法令の規定により価格が一定しているものであるとき。
- (4) 1件の金額が10万円以下のもの
- (5) 価格が確定しているもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、見積書を徴することが困難又は不相当と認められるとき。

3 第1項の規定により見積書を徴する場合においては、第8条の規定を準用する。

4 前項の規定にかかわらず、見積書の徴取については、第11条の2に規定する電子入札の例により行うことができる。

（注）下線は当事務所が付したものである。

表 2 - (1) - ⑦

前橋市における物品等の調達状況

(単位：件、円)

区分	年度等 品 目	実 績			
		平成 25		26	
		件数	実績額	件数	実績額
物品	事務用品・書籍	0	0	0	0
	食料品・飲料	1	163,520	4	779,807
	小物雑貨	2	882,000	0	0
	その他の物品	1	29,400	1	172,731
	小 計	4	1,074,920	5	952,538
役務	印刷	0	0	0	0
	クリーニング	0	0	0	0
	清掃・施設管理	7	11,965,447	14	17,494,193
	情報処理・テープ起 こし	0	0	0	0
	飲食店等の運営	0	0	4	1,129,192
	その他の役務	2	703,630	2	1,118,850
	小 計	9	12,669,077	20	19,742,235
合 計	13	13,743,997	25	20,694,773	

(注) 当事務所の調査結果による。

表 2 - (2) - ① 群馬県内における障害者就労施設等数 (単位：か所)

区 分	年 度	
	平成 25	26
障害福祉サービス事業所	362	387
就労継続支援事業所 (A型)	7	14
就労継続支援事業所 (B型)	76	86
就労移行支援事業所	43	51
生活介護	101	105
障害者支援施設	50	50
地域活動支援センター	85	81
小規模作業所	0	0
企業 (特例子会社)	4	5
在宅就業障害者等	—	—
共同受注窓口	1	2
合 計	367	394

- (注) 1 県障害政策課からの調査結果に基づき、当事務所が作成したものである。
 2 県障害政策課が各年度末時点で把握しているものについて記載した。
 3 在宅就業障害者等については、県障害政策課においては把握していないため、「—」とした。

表 2 - (2) - ② 群馬県内における物品等の提供をしている障害者就労施設数

(平成 27 年 10 月 14 日現在)

区分	品 目	施設数	提供物品の例
物品	事務用品・書籍	2	・筆記用具、画材、メモ帳、クリアファイル、ボールペン等
	食料品・飲料	76	・野菜、米、弁当、パン、クッキー、ペットボトル飲料、ジャム等
	小物雑貨	64	・木工品、額縁、記念品一般、保存食品、ストラップ、リサイクル石けん、手芸品、コースター、花の苗等
	その他の物品	6	・堆肥・融雪剤、トイレットペーパー、消臭剤等
役務	印刷	11	・名刺印刷、封筒印刷、冊子印刷、Tシャツ等へのプリント、チラシ・報告書印刷等
	クリーニング	2	・洗濯もの、タオル等のクリーニング
	清掃・施設管理	50	・建物内外の清掃、除草作業、公園公衆トイレ、墓地等の清掃、自動販売機管理、植木の剪定等
	情報処理・テープ起こし	1	・データ入力・集計
	飲食店等の運営	8	・売店、喫茶店、レストラン等の運営
	その他のサービス・役務	87	・パソコン解体、文書廃棄（シュレッダー）袋詰め、印刷物折作業、古紙回収、段ボール箱等の組立作業、放送、梱包作業等

(注) 群馬県ホームページに掲載されている「障害者施設等で提供できる物品及び役務の一覧」(平成 27 年 10 月 14 日現在) に基づいて、当事務所が作成した。

表2-(2)-③ 群馬県内における障害者数

(単位：人)

年度 区分	平成 22	23	24	25	26
身体障害者	67,428	68,119	69,859	69,421	69,669
18歳以上	(66,116)	(66,827)	(68,438)	(68,091)	(68,383)
知的障害者	11,985	12,255	12,638	13,048	13,453
18歳以上	(9,117)	(9,386)	(9,655)	(10,044)	(10,300)
精神障害者	6,825	7,587	8,099	8,724	9,444
18歳以上	—	—	—	—	—
計	86,238	87,961	90,596	91,193	92,566

- (注) 1 県障害政策課からの調査結果に基づいて当事務所が作成したものである。
 2 県障害政策課で把握している障害者とは、次により把握している人数である。
 ① 身体障害者数：身体障害者手帳発行数
 ② 知的障害者数：療育手帳発行数
 ③ 精神障害者数：精神障害者保健福祉手帳発行数
 3 精神障害者の年齢別内訳は把握していないため、18歳以上の数は「—」とした。
 4 各年度末現在の数字である。

表 2 - (2) - ④ 前橋市内における障害者就労施設等数 (単位：か所)

区分	施設数
障害福祉サービス事業所	72
就労継続支援事業所 (A型)	2
就労継続支援事業所 (B型)	19
就労移行支援事業所	12
生活介護	19
障害者支援施設	7
地域活動支援センター	13
小規模作業所	0
企業 (特例子会社)	4
在宅就業障害者等	—
共同受注窓口	2
合 計	78

- (注) 1 県障害政策課及び市障害福祉課からの調査結果に基づき、当事務所が作成したものである。
 2 平成 27 年 4 月 1 日現在の施設数である。
 3 在宅就業障害者等については、市障害福祉課において把握していないため、「—」とした。

表 2 - (2) - ⑤ 前橋市内における物品等の提供をしている障害者就労施設数

(平成 25 年度時点)

区分	品 目	施設数	提供物品の例
物品	事務用品・書籍	3	・名刺、筆記用具、事務用品、用紙等
	食料品・飲料	17	・弁当・おにぎり、パン、菓子類、クッキー、ケーキ、米、茶・コーヒー、野菜等
	小物雑貨	12	・衣服・身の回り品・装身具、木工品・陶磁器、玩具、各種記念品、非常食、草花・種苗等
	その他の物品	4	・トイレットペーパー、堆肥・融雪剤等
役務	印刷	1	・ポスター、チラシ、冊子などの印刷
	クリーニング	1	・クリーニング
	清掃・施設管理	17	・清掃、除草作業、ペットボトル、空き缶、古紙、等リサイクル
	情報処理・テープ起こし	3	・データ入力・集計
	飲食店等の運営	4	・カフェ・レストラン、販売店等
	その他のサービス・役務	21	・ホチキスの針詰め作業、箱折り、箱詰め・袋詰め、シール貼り、封入作業、農作業等

(注) 前橋市ホームページに掲載されている「受注可能品目等一覧」(平成 25 年度現在)に基づいて、当事務所が作成した。

表2-(2)-⑥ 前橋市内における障害者数

(単位：人)

年度 区分	平成 22	23	24	25	26
身体障害者	11,581	11,665	11,727	11,802	11,857
18歳以上	(11,368)	(11,443)	(11,505)	(11,586)	(11,650)
知的障害者	1,911	1,994	2,050	2,141	2,219
18歳以上	(1,459)	(1,366)	(1,519)	(1,687)	(1,847)
精神障害者	1,342	1,366	1,519	1,687	1,847
18歳以上	—	—	—	—	—
計	14,834	15,025	15,296	15,630	15,923

(注) 1 市障害福祉課からの調査結果及び福祉行政報告例に基づいて当事務所が作成したものである。

2 市障害福祉課で把握している障害者とは、次により把握している人数である。

① 身体障害者数：身体障害者手帳発行数

② 知的障害者数：療育手帳発行数

③ 精神障害者数：精神障害者保健福祉手帳発行数

3 精神障害者の年齢別内訳は把握していないため、18歳以上の数は「—」とした。

4 各年度末現在の数字である。

TEL 027 (255) 6034

群馬県障害者施設等共同受注窓口

お問合せ先

一般社団法人群馬県社会就労センター協議会

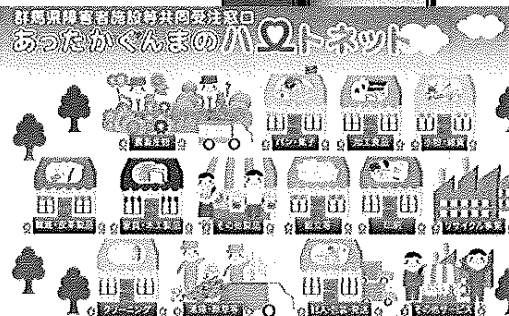
群馬県障害者施設等共同受注窓口事務局（石川、中西、澁谷）

TEL : 027-255-6034

FAX : 027-255-6173

Eメール : kyodo@g-shakyo.or.jp

ホームページ : <https://gunma-kyodo.jp/>

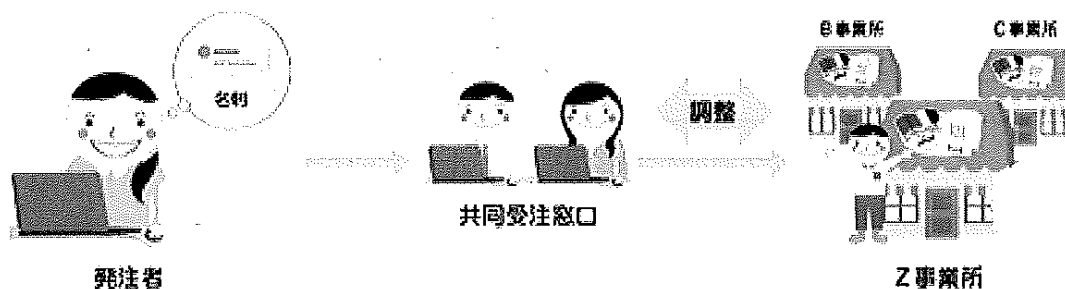


障害者施設等共同受注窓口とは…

私たちは、「働く」ことによって、生活の糧を得るとともに、社会の中で自らの役割を認識し、生き甲斐を感じることができます。これは、たとえ障害をもっていたとしても変わりはなく、現在、一般企業や自営業の下で一般就労に励む他、障害者施設等（以下、「事業所」と言う）で支援や訓練を受けながら多くの方が働いています。

各事業所では、パンや菓子類を始めとした食品の製作、農作業や清掃・除草・組立加工といった作業を行い対価として工賃（収入）を得ていますが、その水準は、障害者が地域社会の中で自立した生活を営むためにはまだまだ十分とは言えません。

「群馬県障害者施設等共同受注窓口」では、注文者と各事業所の間に入り受発注の調整を行うことで、今まで単体の事業所では受注できなかった注文に対応し、また、ホームページなどを通して多くの製品等が皆さまの目に触れることで受注量の増加・販路の拡大を図り、それによって工賃水準が向上することを目的としています。



官公庁の皆様へ

平成25年4月から「障害者優先調達推進法」が施行され、地方公共団体は、物品等の調達に当たり、優先的、積極的に障害者施設等から調達するよう努めることとなりました。従来からご利用の製品・サービスに加え、この機会に新たなご注文を是非ご検討ください。

企業の皆様へ

皆様の事業の一部を事業所の皆さんにご提供いただけませんか。
CSR活動（企業の社会貢献）の一環としても是非ご一考ください。

県民の皆様へ

県内の事業所では、さまざまな製品を作っています。贈答用やご自宅用はいかがでしょう。

●ご注文の際のお願い●

- ・ 事業所では機能訓練・就労訓練の一環として生産活動に取り組んでいますので、毎日、毎週、毎月、又は毎年一定の時期に定期的にご注文は大歓迎です。
- ・ 特にたくさんのご注文をいただく場合は、余裕を持った納期を設定していただくと大変助かります。

《主な取扱い製品・サービスとその活用例》

製品・サービス名	注文例
【製品の生産・加工・販売】	
野菜類（芋類、きのこ類を含む）	給食やレストランの食材
花卉類（花苗、園芸、観賞用植物等）	公園や道路脇の花及びその植付け
菓子（クッキー、ケーキ、焼き菓子、ジャム等）	イベント参加者への土産
弁当・惣菜	研修会参加者への昼食
飲料（ジュース、お茶、コーヒー等）	会議参加者へのお茶
その他の繊維・皮革製品	イベントの手提げ袋
木工製品	記念品
表彰状額	表彰状額
トイレットペーパー	庁内のトイレットペーパー
部品等の加工・組立（下請加工）	ネジバリ取り、機械部品の組立、箱の組立
【サービスの提供】	
普通印刷	啓発用ポスター、制度紹介リーフレット、大会資料の印刷
名刺印刷	職員等の名刺の印刷
封筒・はがき印刷	専用封筒の印刷
その他の印刷	表彰状の印刷
資源回収・分別（古紙、段ボール、ペットボトル、瓶・缶、タイヤ等）	庁内のゴミの回収・分別
クリーニング	椅子カバー、テーブルクロス、制服のクリーニング
清掃作業・除草作業・管理業務	庁舎・事業所・公園・墓地の清掃や除草
郵便物の封入・封緘、仕分・発送作業	定期的に発送する印刷物の封入、発送等
テープ起こし	研究大会のテープ起こし

。 + オリジナル焼き菓子《咲み：Emmy》好評販売中 + +



ぐんまセルフのクッキーとラスク
《咲み：Emmy》

群馬県産の小麦粉「白金鶴」と良質なバターを厳選して使用しました。素材感を活かしたサクッと心地良い食感の美味しいクッキー、さらに二度焼きした香ばしい味わいのクッキーラスクの2種類です。

フレーン、チョコチップ、群馬県産桑葉100%使用の桑茶チョコチップ味があります。

窓口広報用チラシ 27.10.14

表 2 - (3) - ② 県共同受注窓口における物品等の受注状況

(単位：件、円)

平成 26 年度		27 年度 (4 月～12 月)							
		4 月～6 月		7 月～9 月		10 月～12 月		計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
52	942,301	58	1,339,415	109	3,376,921	132	2,176,614	299	6,892,950

- (注) 1 県共同受注窓口の資料に基づき、当事務所が作成した。
2 金額は受注金額である。
3 件数及び金額は、物品及び役務を合わせたものである。

表 2 - (3) - ③ 県共同受注窓口における物品等の受注状況 (発注者別) (単位: 件、円、%)

年度等 区分		平成 26	27 年度 (4 月～12 月)			計
			4 月～6 月	7 月～9 月	10 月～12 月	
民間		42 (80.8)	52	95	122	269 (90.0)
公的 な 機関	国等	0	0	0	0	0
	地方公共 団体	10	6	14	10	30
	小計	10 (19.2)	6	14	10	30 (10.0)
計		52 (100)	58	109	132	299 (100)

- (注) 1 県共同受注窓口の資料に基づき、当事務所が作成した。
 2 金額は受注金額、件数は、物品及び役務を合わせたものである。
 3 「国等」は、地方支分部局、独立行政法人及び特殊法人である。
 4 () は割合である。